

八尾市個別施設保全計画

〈子育て支援施設編〉

令和7年（2025年）3月

八尾市

目次

1. はじめに	1
1.1. 背景・目的	1
1.2. 本計画の位置づけ	1
1.3. 計画期間	2
1.4. 対象施設	2
2. 対象施設の実態	5
2.1. 施設配置状況	5
2.2. 施設の活用状況	5
2.2.1. 役割・機能	5
2.2.2. 維持管理の状況	6
2.2.3. 利用状況について	25
3. 施設整備の基本的な方針等	27
3.1. 施設整備に関する方針	27
3.1.1. 施設の目標使用年数	27
3.1.2. 長寿命化改修の考え方	28
3.1.3. 施設の建替の方針	29
3.1.4. 施設改修の方針	29
3.1.5. 日常的な維持管理の手法	30
3.2. 施設の規模・配置に関する方針	31
4. 施設整備等の実施計画	32
4.1. 施設改修の優先順位付け	32
4.1.1. 劣化調査結果に基づく優先順位の考え方	32
4.1.2. 対象施設の優先順位	33
4.2. 施設整備の実施計画	34
4.2.1. 長期的な施設保全計画	34
4.2.2. 施設保全の効果と必要なコストの見通し	36
5. 施設整備における継続的運営方針	38
5.1. 推進体制等の整備	38
5.2. 継続的なフォローアップ	38

1. はじめに

1.1. 背景・目的

本市では、平成 25 年度（2013 年度）に今後予測される人口構成などの社会情勢や財政環境の変化を見据え、持続可能な行政運営を進める上で必要となる公共施設（建物施設）のあり方についての基本方針となる「八尾市公共施設マネジメント基本方針」を策定し、その後、平成 27 年（2015 年）8 月には建物施設だけでなく、土木インフラ等を含めた公共施設等全体の今後の管理の基本的な方針として改めて取りまとめ、令和 4 年（2022 年）3 月には国から記載事項についての新たな改訂要請があったことから一部改訂を行いました。

また、今後の公共施設（建物施設）に対する具体的なマネジメントを実施するための計画として平成 29 年（2017 年）6 月には「八尾市公共施設マネジメント実施計画」（以下「実施計画」と言う。）を策定し、その後、具体的な保全サイクルが個々の施設単位で実施できるように、より詳細な保全計画（以下「個別施設保全計画」と言う。）を策定するため、劣化調査結果を利用した優先順位の考え方や、施設の保全に関する考え方などを改めて整理し、令和 2 年（2020 年）6 月に実施計画を改定しました。さらに、令和 4 年度（2022 年度）に実施した施設の「劣化状況調査」による公共施設（建物施設）の現状把握を反映し、公共施設マネジメントをより一層推進していくため、令和 6 年（2024 年）3 月に実施計画を改定しました。

これらの方針や計画を踏まえ、施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表すことで、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、長寿命化を推進するための中長期的な計画として、令和 3 年（2021 年）3 月に個別施設保全計画を策定しました。計画策定にあたっては、本市が保有する施設を用途等で分類し、その中で施設ごとに保全計画を記載しています。

八尾市個別施設保全計画〈子育て支援施設編〉（以下「本計画」と言う。）では、子育て支援施設分野の対象施設の特徴を踏まえた、施設整備の実施を目的とします。

なお、個別施設保全計画では長寿命化を図ることを目的とするため、施設の統廃合や再配置については実施計画で検討することとします。

このたび、改めて令和 4 年度（2022 年度）に施設の劣化状況調査を実施したことに伴い、施設の評価を更新し、合わせて施設の維持管理の状況、利用状況等の時点修正を行います。

1.2. 本計画の位置づけ

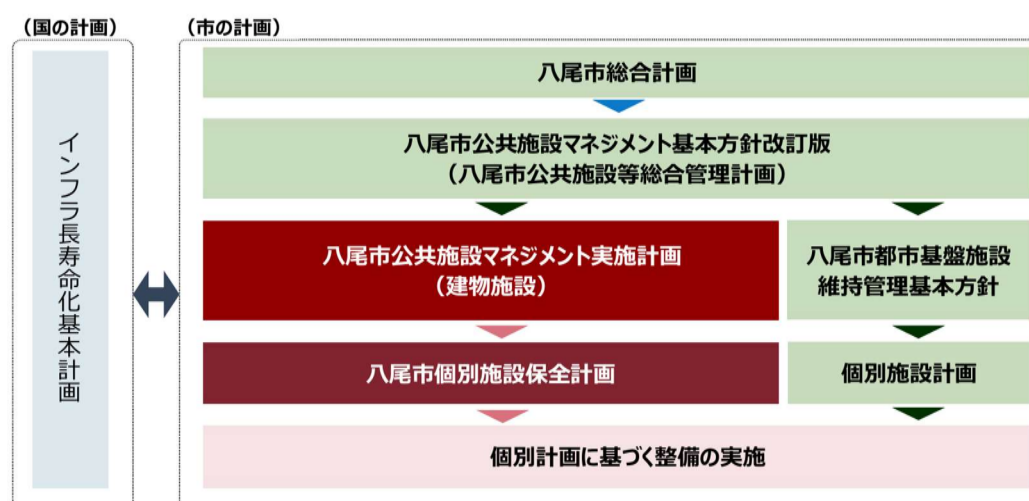


図 1-1：本計画の位置づけ

1.3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和42年度（2060年度）までの40年間とし、概ね10年間ごとの短期、中期、長期、超長期に分類します。

ただし、これら期間内における社会情勢の変化等に合わせ適宜、本計画の見直しを実施していきます。

1.4. 対象施設

本計画の対象施設は、実施計画の対象施設における「原則として中心となる建物の延床面積が200㎡以上の一般公共施設及び小・中学校施設」のうち、子育て支援施設分野に該当する表1-1の施設とします。

表 1-1：対象施設一覧

施設名	建設年	延床面積㎡	構造	住所
こども総合支援センター (生涯学習センター内)	1994	9,904.57	RC	旭ヶ丘 5-85-16
西郡そよかぜこども園	1995	1,873.49	RC	桂町 2-33
安中ひかりこども園	2018	2,653.90	S	安中町 8-6-23
南山本せせらぎこども園	2018	3,092.19	S	山本町南 3-1-39
志紀おおぞらこども園	2019	3,044.87	RC	志紀町西 2-1-10
東山本わかばこども園	2018	3,282.31	S	東町 3-5
八尾地区放課後児童室	2023	403.39	LS	本町 1-1-28
	1975	951.00	RC	
用和地区放課後児童室 (小学校区集会所併設)	2005	499.98	LS	山城町 3-74
大正地区放課後児童室	2013	432.26	LS	太田 3-183
安中地区放課後児童室	2009	257.05	LS	陽光園 2-7-33
南高安地区放課後児童室	2004	206.28	LS	恩智北町 4-650
志紀地区放課後児童室	2003	347.77	LS	志紀町西 1-3
美園地区放課後児童室	2006	243.41	LS	美園町 2-51-1
永畑地区放課後児童室	2007	420.50	LS	永畑町 1-2-27
刑部地区放課後児童室	2008	279.05	LS	刑部 3-29-1
亀井地区放課後児童室	2012	841.08	LS	亀井町 1-4-1
大正北地区放課後児童室	2011	239.23	LS	西木の本 4-1-6

※構造 S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造、LS：軽量鉄骨造

施設名		建設年	延床面積㎡	構造	住所
その他 学校施設 内の 放課後 児童室	山本地区放課後児童室 (山本小学校内)	1979	7,530.00	RC	山本町北 2-6-39
	用和地区放課後児童室 (用和小学校内)	1964	6,049.00	RC	山城町 3-1-46
	久宝寺地区放課後児童室 (久宝寺小学校内)	1958	7,091.00	RC	久宝寺 2-2-33
	龍華地区放課後児童室 (龍華小学校内)	1968	8,007.00	RC	東太子 1-6-12
	桂地区放課後児童室 (桂小学校内)	2021	5,909.00	RC	桂町 4-50-2
	安中地区放課後児童室 (安中小学校内)	1966	6,389.00	RC	陽光園 2-7-33
	竹淵地区放課後児童室 (竹淵小学校内)	1971	4,956.00	RC	竹淵東 4-1
	南高安地区放課後児童室 (南高安小学校内)	1960	7,143.00	RC	恩智北町 4-650
	高安地区放課後児童室 (高安小中学校内)	1966	14,542.00	RC	千塚 2-25
	曙川地区放課後児童室 (曙川小学校内)	1967	5,596.00	RC	八尾木東 2-28
	北山本地区放課後児童室 (北山本小学校内)	1972	6,236.00	RC	福万寺町 2-1
	南山本地区放課後児童室 (南山本小学校内)	1959	8,564.00	RC	山本町南 7-1-9
	高美地区放課後児童室 (高美小学校内)	1968	7,167.00	RC	高美町 3-1-26
	長池地区放課後児童室 (長池小学校内)	1969	6,661.00	RC	長池町 2-52-2
	東山本地区放課後児童室 (東山本小学校内)	1971	7,123.00	RC	東山本町 9-3-33
	刑部地区放課後児童室 (刑部小学校内)	1972	6,588.00	RC	刑部 3-29-1
	高美南地区放課後児童室 (高美南小学校内)	1974	10,855.00	RC	高美町 6-1-11
	西山本地区放課後児童室 (西山本小学校内)	1975	6,213.00	RC	西山本町 3-5-25
	高安西地区放課後児童室 (高安西小学校内)	1976	8,079.00	RC	高安町北 4-15
	曙川東地区放課後児童室 (曙川東小学校内)	1978	5,521.00	RC	曙川東 8-136
	上之島地区放課後児童室 (上之島小学校内)	1983	5,777.00	RC	上之島町北 3-22-1

※構造 S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造

※各学校施設内に設置されている放課後児童室については、校舎と合わせて施設整備等を検討します。

施設名	建設年	延床面積㎡	構造	住所
大畑山青少年野外活動センター	1991	1,161.05	S	恩智中町 4-55
青少年センター(八尾図書館内)	2014	3,836.95	SRC	本町 2-2-8
桂青少年会館	1975	3,072.65	RC	桂町 4-50
安中青少年会館	1975	1,872.00	RC	南本町 8-4-12

※構造 S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

2. 対象施設の実態

2.1. 施設配置状況

対象施設の配置状況を以下に示します。



図 2-1：対象施設配置状況

2.2. 施設の活用状況

2.2.1. 役割・機能

■ こども総合支援センター（生涯学習センター内）

子育て世代が気軽に集い、交流や相談ができる本市の子ども・子育ての総合的な支援拠点として、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援を推進しています。

■ 公立認定こども園

質の高い就学前教育・保育や子育て支援に取り組むとともに、子どもの健やかな育ちを支えられるよう就学前教育・保育の充実を図っています。

■ 放課後児童室

放課後に保護者が仕事等で不在になる小学校児童を対象に、児童の健全な育成を図ることを目的として、各小学校内などに設置した施設で、適切な遊びや生活の場を提供しています。

■ 大畑山青少年野外活動センター

市内唯一のキャンプが可能な野外活動施設であり、青少年が自然に親しみ、レクリエーション活動を行う場として提供し、青少年の健全育成を推進しています。

■ 青少年センター（八尾図書館内）

本市において青少年活動や青少年育成活動を行う団体の日常的な活動場所を提供する施設であり、団体の活動を助長することで、青少年の健全育成を推進しています。

■ 桂・安中青少年会館

青少年の健全育成と人権意識の高揚を図るとともに自主的民主的諸活動を推進し、青少年児童の健全な発展、向上を目的とし、放課後の小学生の居場所としての小学生教室の運営、子育て支援として未就学児とその保護者を対象に集う場の用意、小学生や中高生を対象に土曜や平日放課後の様々な活動の場の提供など、各事業を展開し、また、様々な活動に対して貸館を行っています。

2.2.2. 維持管理の状況

各施設の維持管理費の状況を以下に示します。

なお、こども総合支援センターの維持管理費は、八尾市個別施設保全計画〈文化・スポーツ施設編〉の生涯学習センターに含まれます。また、青少年センターの維持管理費は、八尾市個別施設保全計画〈文化・スポーツ施設編〉の八尾図書館に含まれます。

桂地区放課後児童室の維持管理費は、施設の利用実績がないため含まれません。

(1) 子育て支援施設全体の状況

(単位:千円)

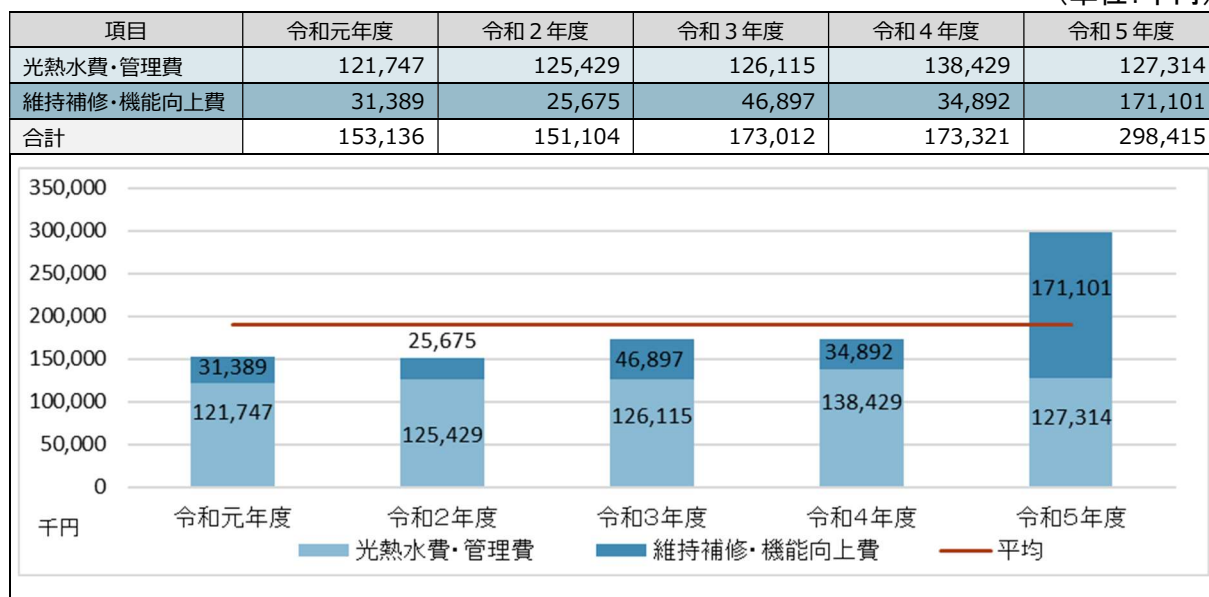


図 2-2：子育て支援施設全体の状況

(2) 施設別の状況

■ 西郡そよかぜこども園

(単位:千円)

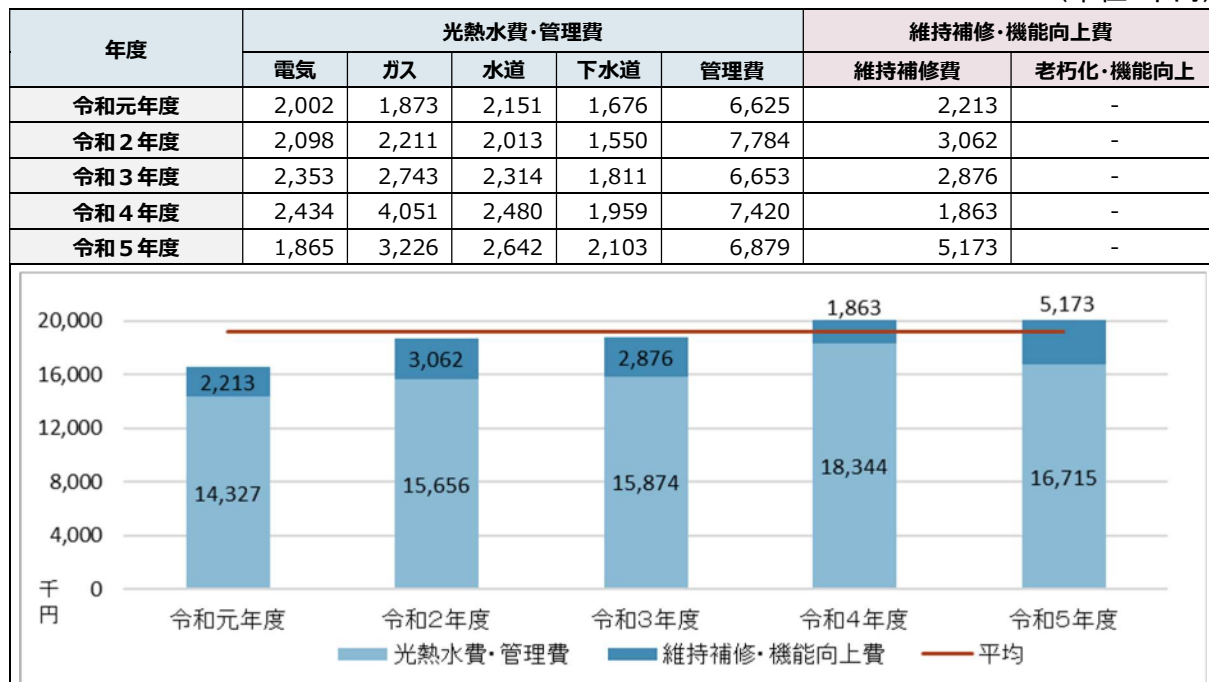


図 2-3 : 西郡そよかぜこども園の維持管理費用

■ 安中ひかりこども園

(単位:千円)

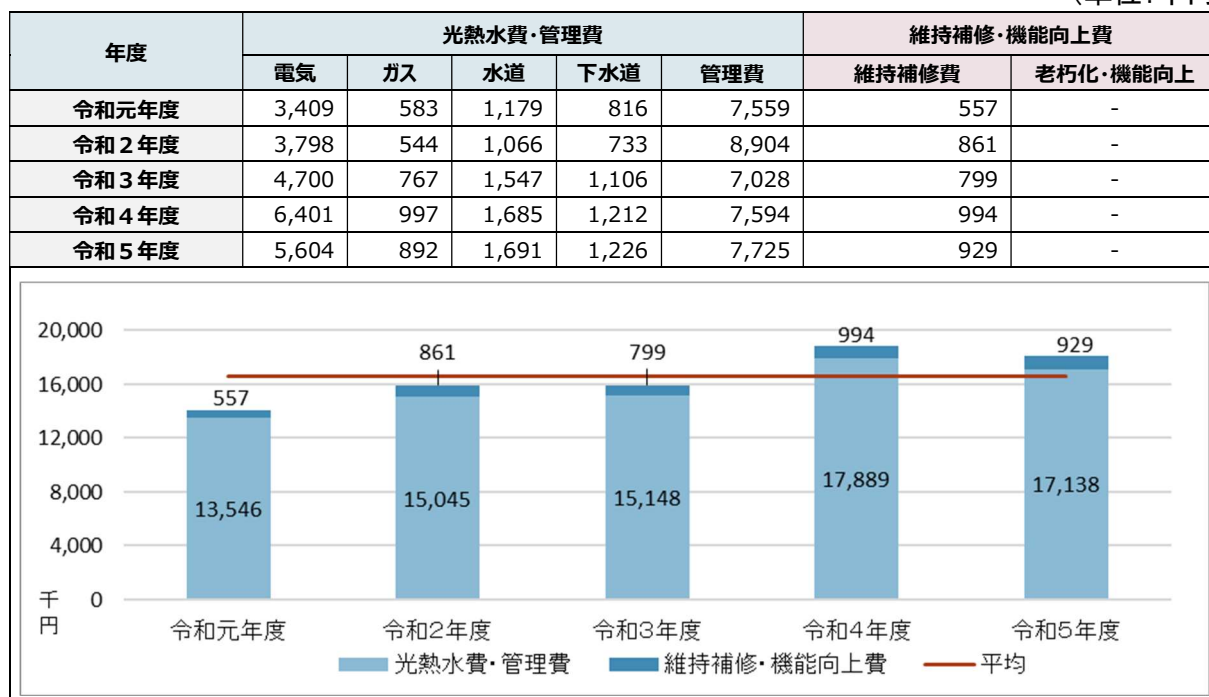


図 2-4 : 安中ひかりこども園の維持管理費用

■ 南山本せせらぎこども園

(単位:千円)

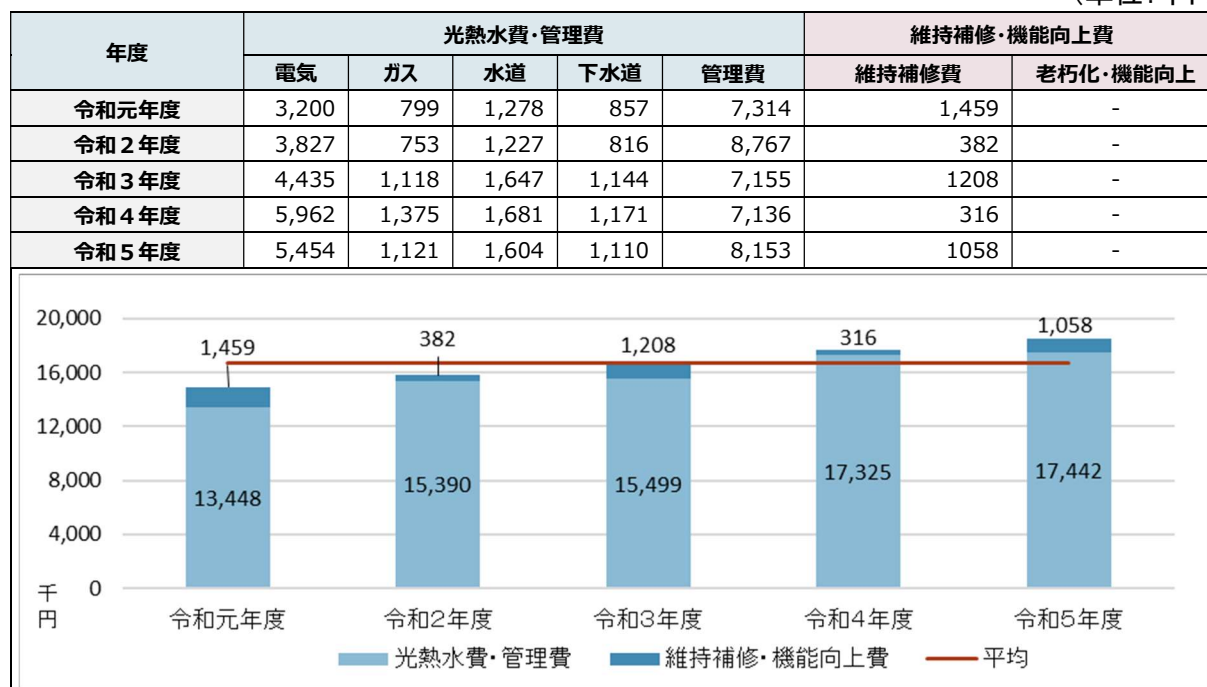


図 2-5 : 南山本せせらぎこども園の維持管理費用

■ 志紀おおぞらこども園

(単位:千円)

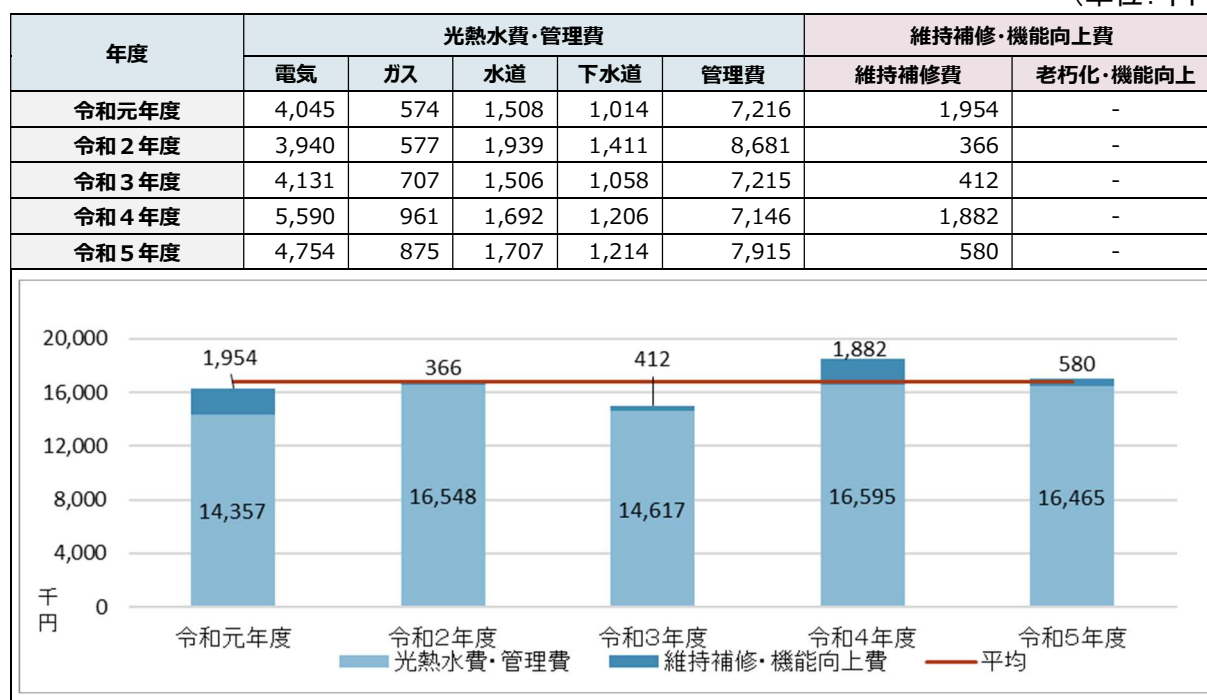


図 2-6 : 志紀おおぞらこども園の維持管理費用

■ 東山本わかばこども園

(単位:千円)

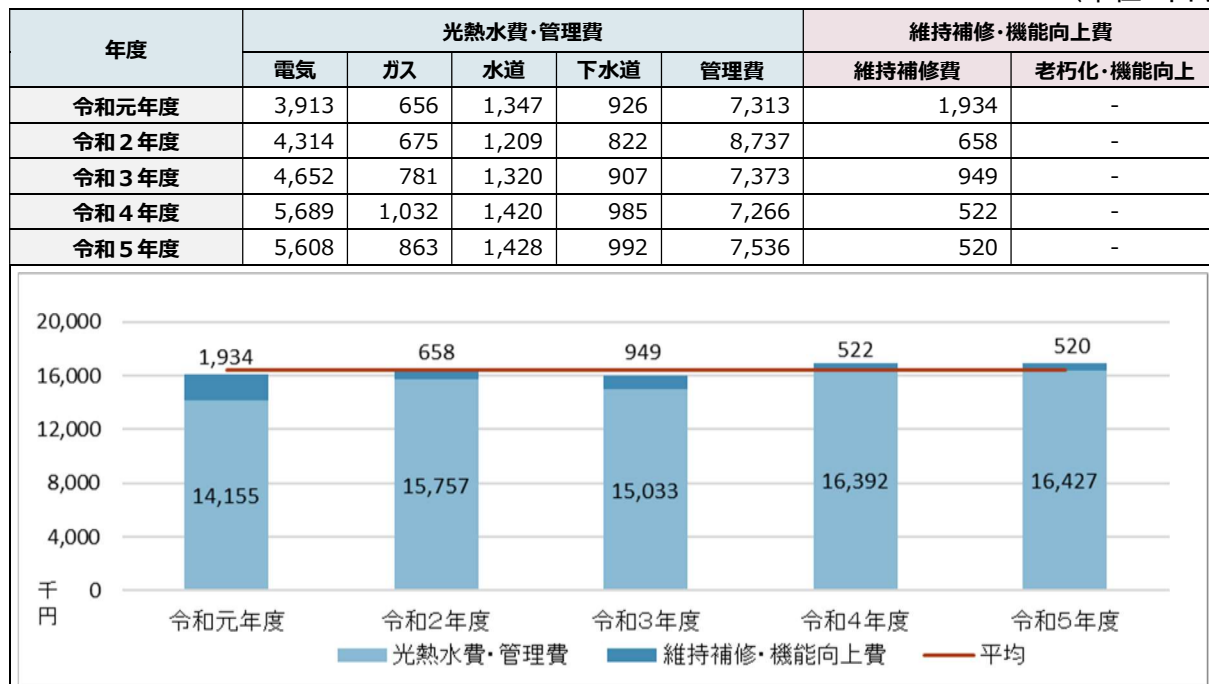


図 2-7 : 東山本わかばこども園の維持管理費用

■ 八尾地区放課後児童室

(単位:千円)

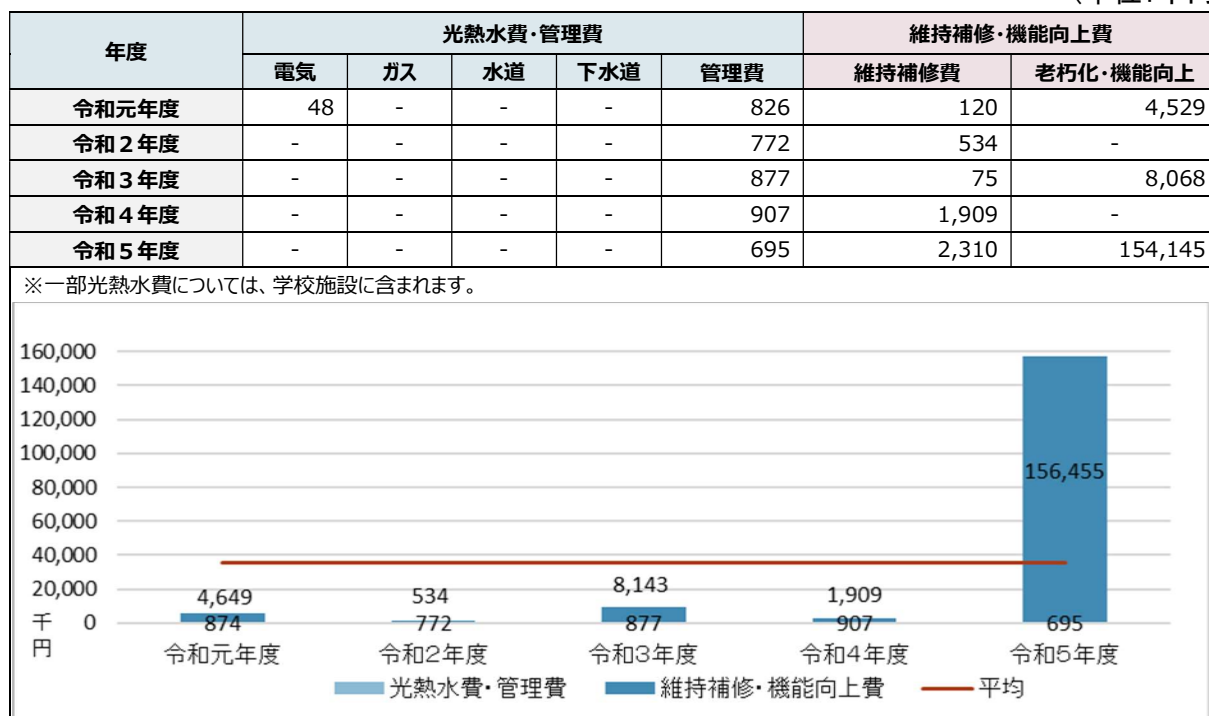


図 2-8 : 八尾地区放課後児童室の維持管理費用

■ 山本地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	-	-	-	-	826	-	-
令和2年度	-	-	-	-	772	458	-
令和3年度	-	-	-	-	877	360	1,313
令和4年度	-	-	-	-	907	338	-
令和5年度	-	-	-	-	582	54	-

※光熱水費については、学校施設に含まれます。

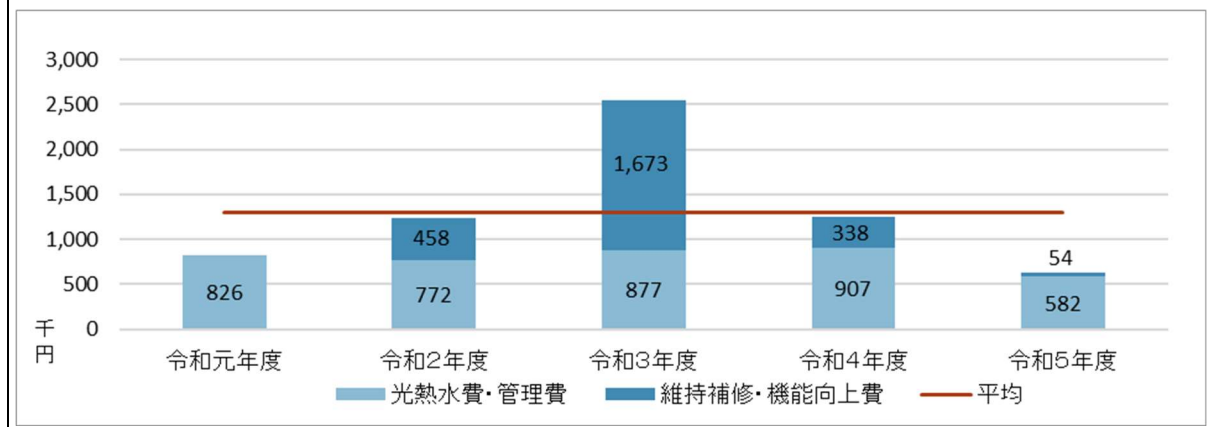


図 2-9 : 山本地区放課後児童室の維持管理費用

■ 用和地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	741	-	144	77	826	125	-
令和2年度	760	-	117	59	772	223	733
令和3年度	763	-	128	66	877	17	-
令和4年度	822	-	125	64	907	868	-
令和5年度	677	-	107	52	582	133	-

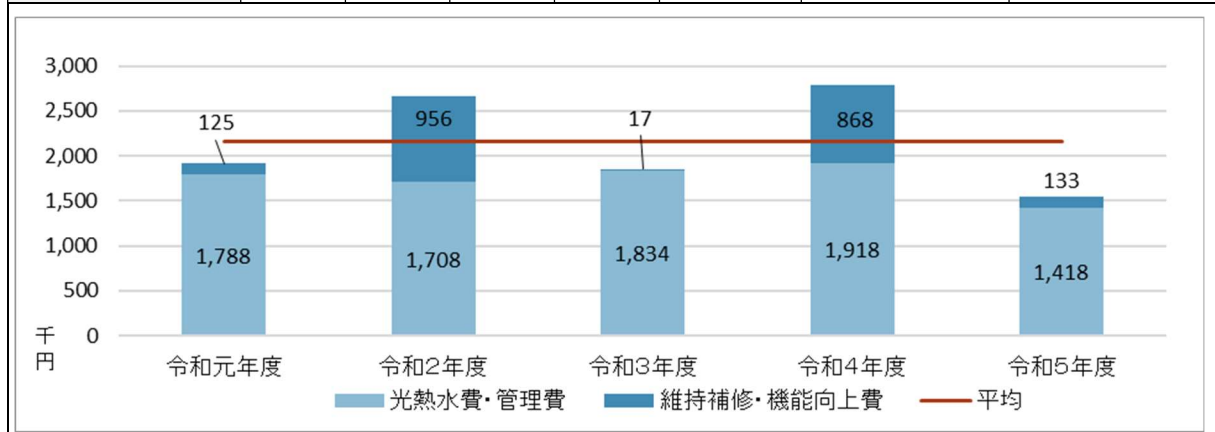


図 2-10 : 用和地区放課後児童室の維持管理費用

■ 久宝寺地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	-	165	-	-	826	627	5,709
令和2年度	-	122	-	-	772	391	-
令和3年度	-	143	-	-	877	284	2,346
令和4年度	-	196	-	-	907	431	-
令和5年度	-	12	-	-	1,277	147	176

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

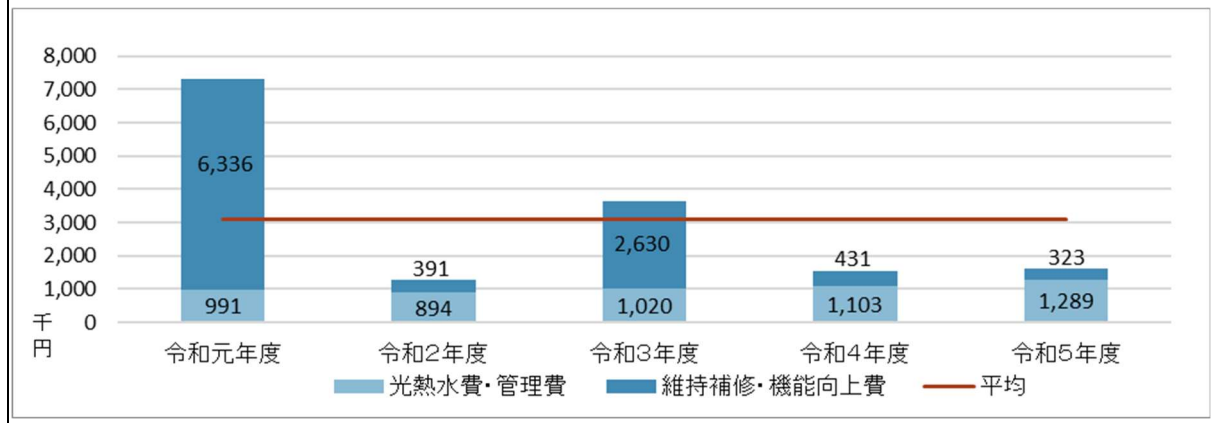


図 2-11 : 久宝寺地区放課後児童室の維持管理費用

■ 龍華地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	136	-	-	-	826	190	1,936
令和2年度	172	-	-	-	772	465	-
令和3年度	182	-	-	-	877	17	-
令和4年度	-	-	-	-	907	154	-
令和5年度	-	-	-	-	582	23	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

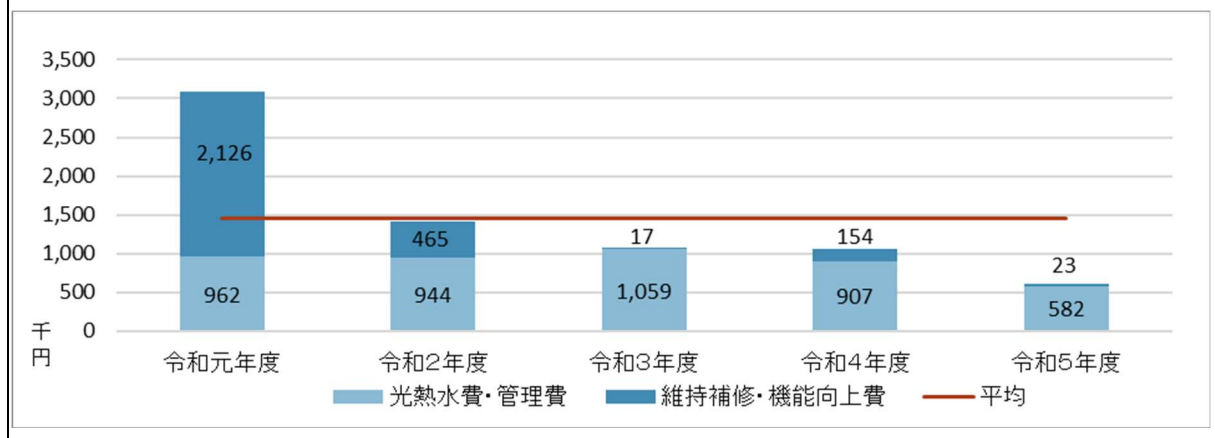


図 2-12 : 龍華地区放課後児童室の維持管理費用

■ 大正地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	609	6	-	-	1,109	-	-
令和2年度	664	-	-	-	811	29	-
令和3年度	706	-	-	-	916	16	-
令和4年度	793	-	-	-	946	451	-
令和5年度	717	-	-	-	734	130	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

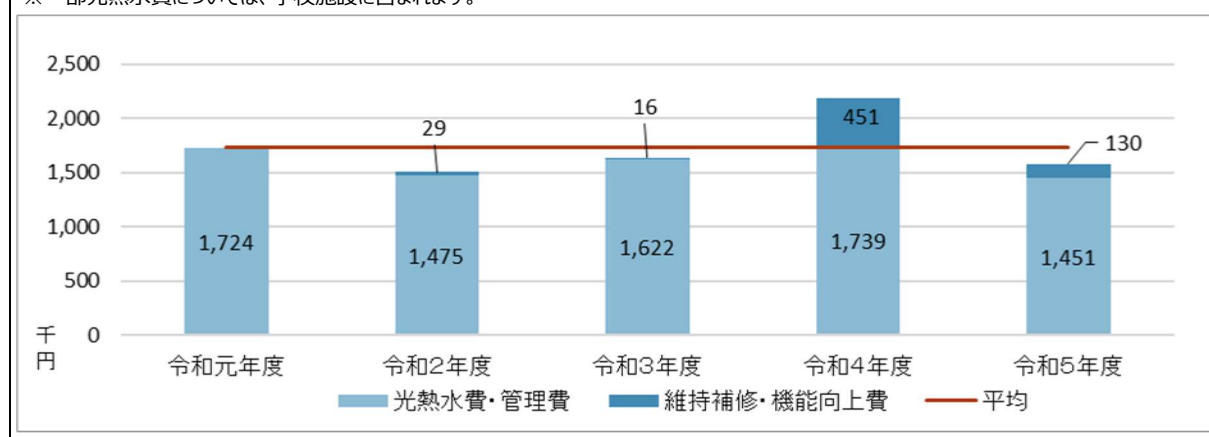


図 2-13 : 大正地区放課後児童室の維持管理費用

■ 安中地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	561	-	-	-	1,102	108	-
令和2年度	593	-	-	-	772	-	1,301
令和3年度	704	-	-	-	877	970	1,950
令和4年度	784	-	-	-	907	706	-
令和5年度	631	-	-	-	695	639	98

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

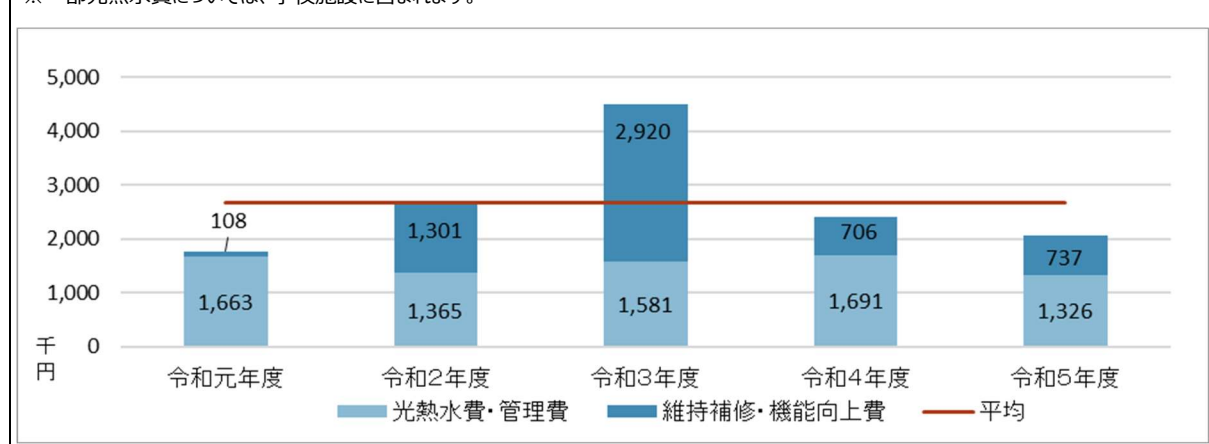


図 2-14 : 安中地区放課後児童室の維持管理費用

■ 竹湊地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	-	106	-	-	826	-	-
令和2年度	-	104	-	-	772	202	-
令和3年度	-	149	-	-	877	-	-
令和4年度	-	187	-	-	907	27	-
令和5年度	-	164	-	-	582	-	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

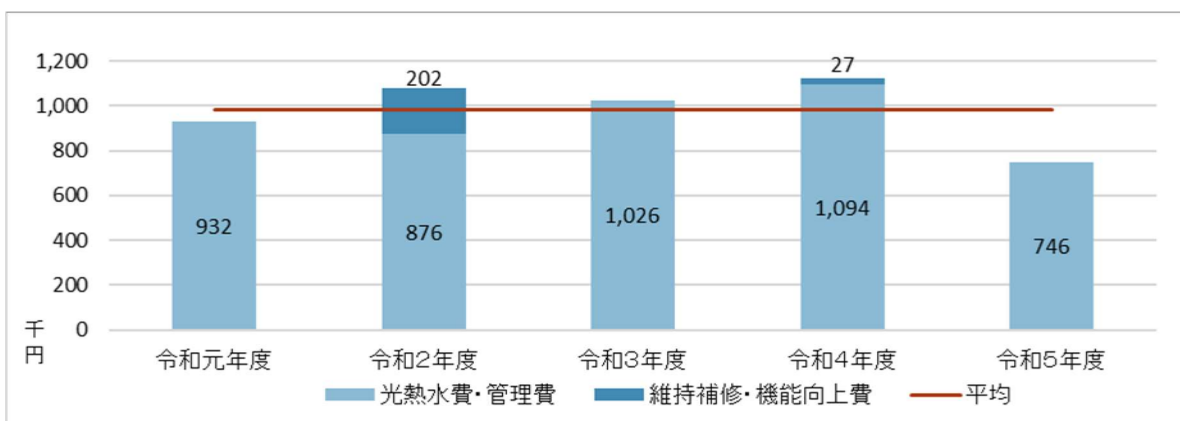


図 2-15 : 竹湊地区放課後児童室の維持管理費用

■ 南高安地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	242	-	-	-	1,333	539	-
令和2年度	276	-	-	-	1,032	99	1,254
令和3年度	311	-	-	-	1,137	69	4,863
令和4年度	-	-	-	-	1,167	268	2,201
令和5年度	-	-	-	-	958	264	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

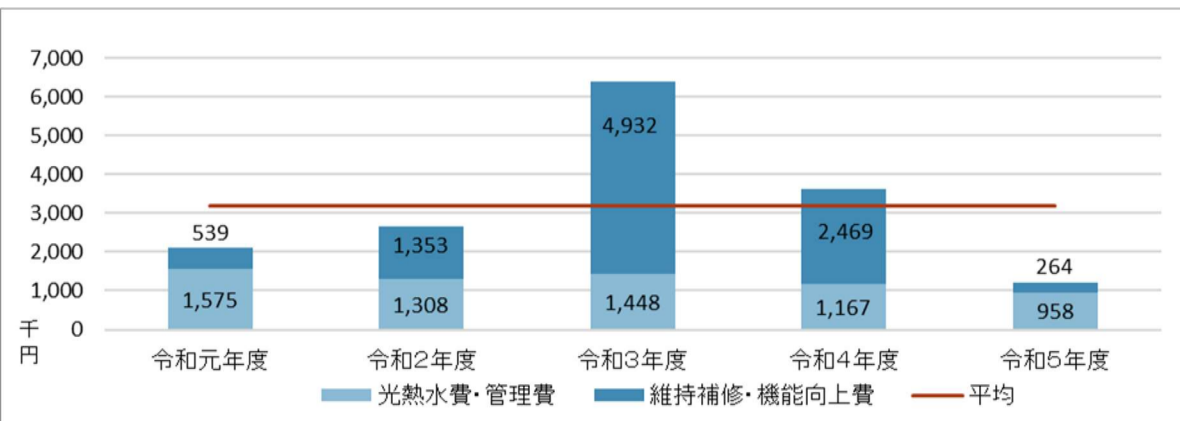


図 2-16 : 南高安地区放課後児童室の維持管理費用

■ 高安地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	117	-	-	-	826	20	-
令和2年度	112	-	-	-	772	141	-
令和3年度	103	-	-	-	877	93	-
令和4年度	-	-	-	-	907	495	-
令和5年度	-	-	-	-	582	-	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

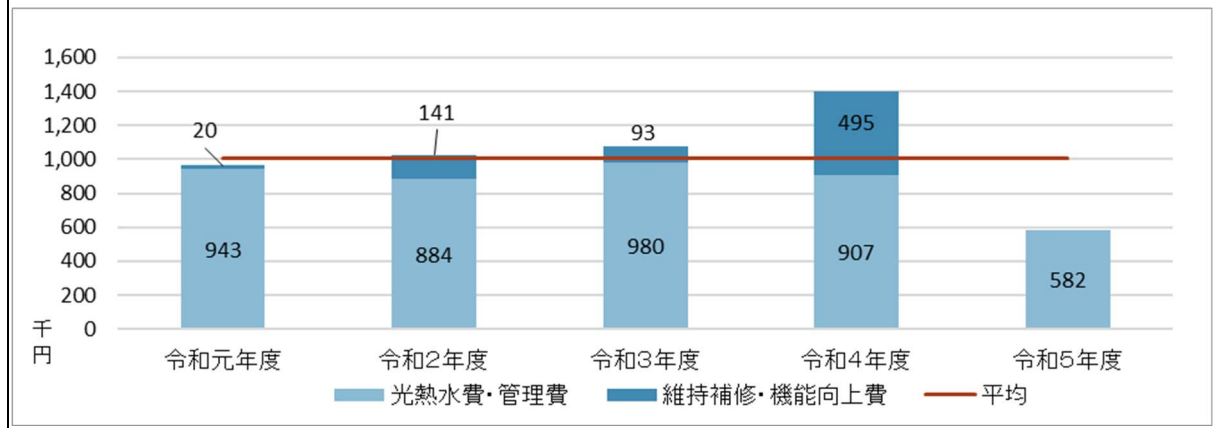


図 2-17 : 高安地区放課後児童室の維持管理費用

■ 曙川地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	-	10	-	-	826	110	-
令和2年度	-	10	-	-	772	663	-
令和3年度	-	10	-	-	877	81	-
令和4年度	-	10	-	-	907	341	-
令和5年度	-	10	-	-	582	1,002	225

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

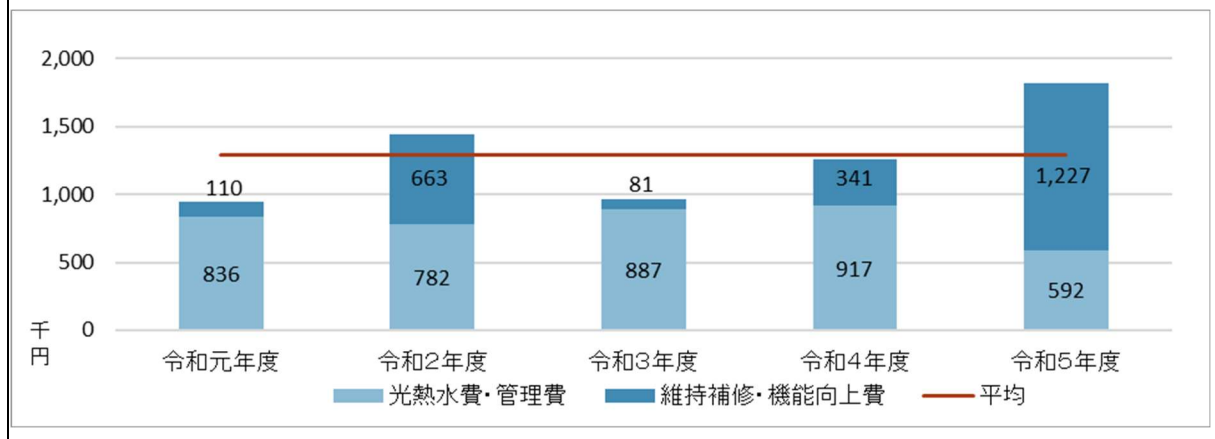


図 2-18 : 曙川地区放課後児童室の維持管理費用

■ 北山本地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	-	-	-	-	748	48	-
令和2年度	-	-	-	-	772	370	-
令和3年度	-	-	-	-	877	-	-
令和4年度	-	-	-	-	907	574	-
令和5年度	-	-	-	-	582	38	-

※光熱水費については、学校施設に含まれます。

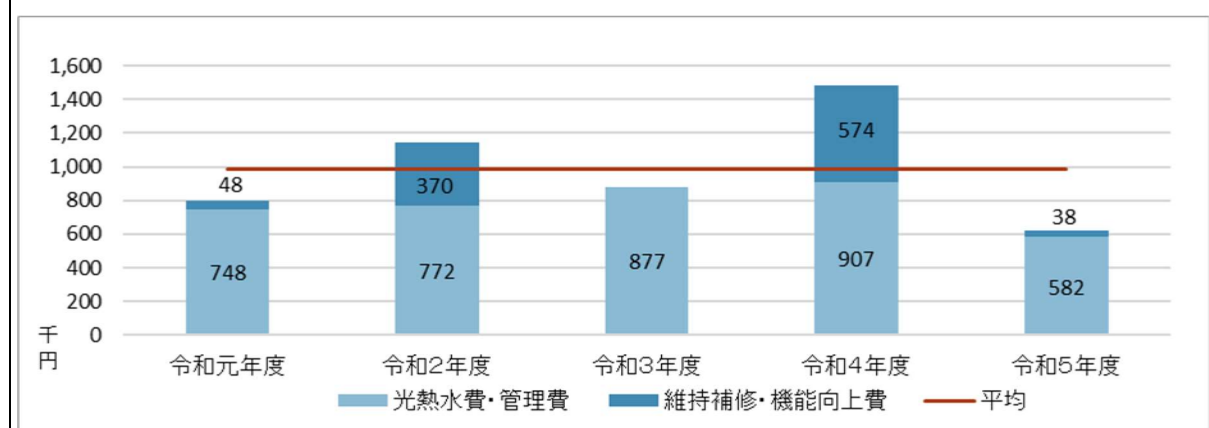


図 2-19 : 北山本地区放課後児童室の維持管理費用

■ 南山本地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	-	-	-	-	826	43	-
令和2年度	-	-	-	-	772	525	-
令和3年度	-	-	-	-	877	-	3,578
令和4年度	-	-	-	-	907	458	-
令和5年度	-	-	-	-	582	91	-

※光熱水費については、学校施設に含まれます。

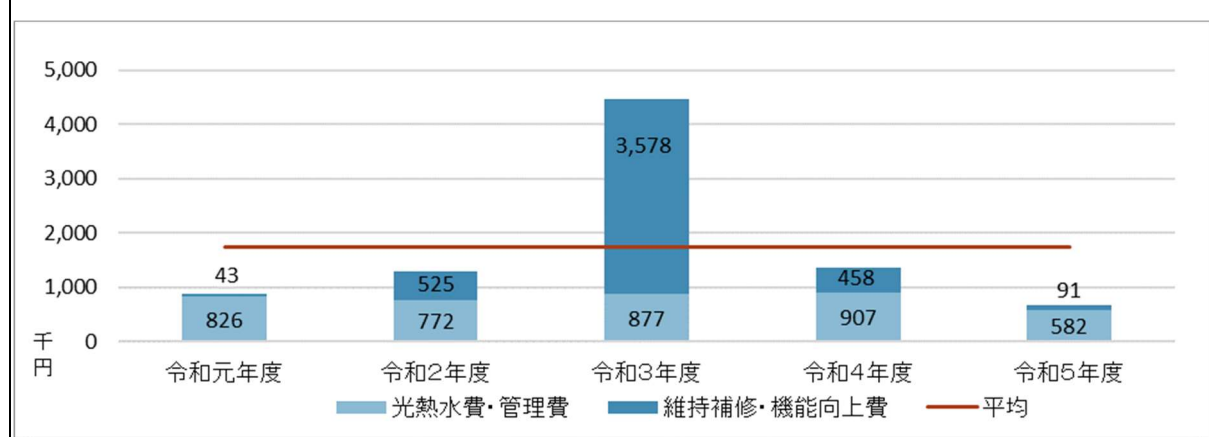


図 2-20 : 南山本地区放課後児童室の維持管理費用

■ 志紀地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	690	-	79	62	376	204	-
令和2年度	790	-	87	67	855	719	773
令和3年度	900	-	99	76	877	76	1,012
令和4年度	899	-	98	75	972	223	1,100
令和5年度	698	-	103	79	777	242	-

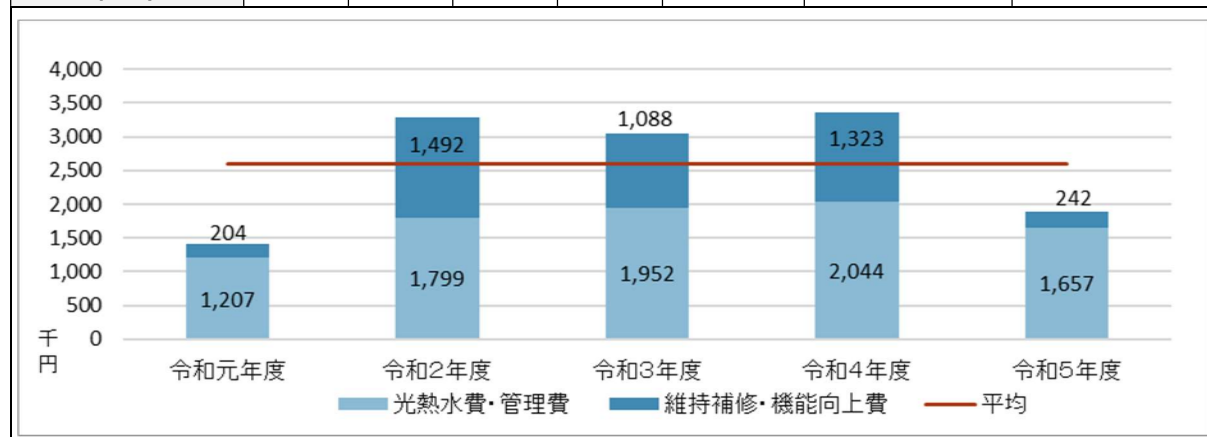


図 2-21 : 志紀地区放課後児童室の維持管理費用

■ 高美地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	89	-	-	-	924	-	-
令和2年度	108	-	-	-	772	614	-
令和3年度	105	-	-	-	877	-	-
令和4年度	-	-	-	-	907	286	-
令和5年度	-	-	-	-	582	69	102

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

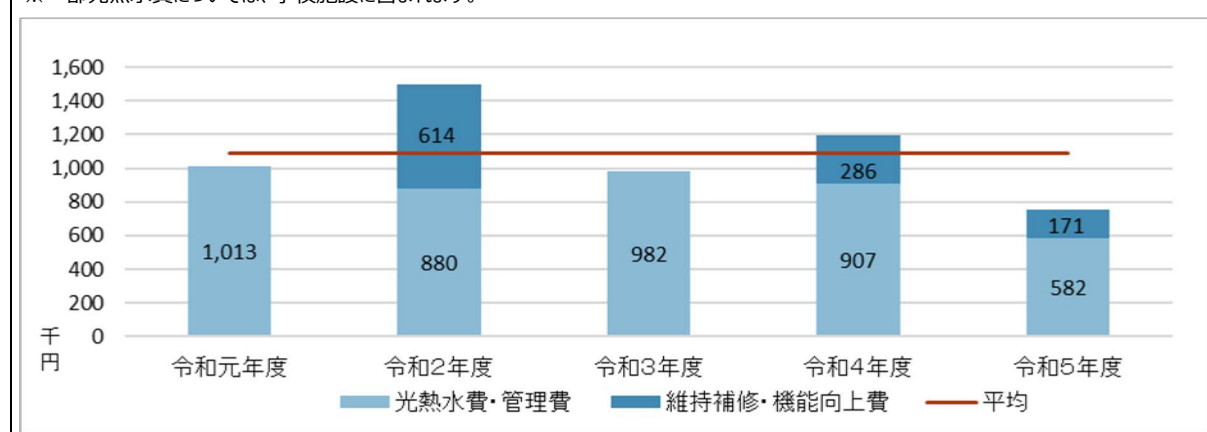


図 2-22 : 高美地区放課後児童室の維持管理費用

■ 長池地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	-	203	-	-	826	66	4,464
令和2年度	-	206	-	-	772	688	-
令和3年度	-	283	-	-	1,035	16	-
令和4年度	-	275	-	-	907	1,034	1,630
令和5年度	-	146	-	-	695	232	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

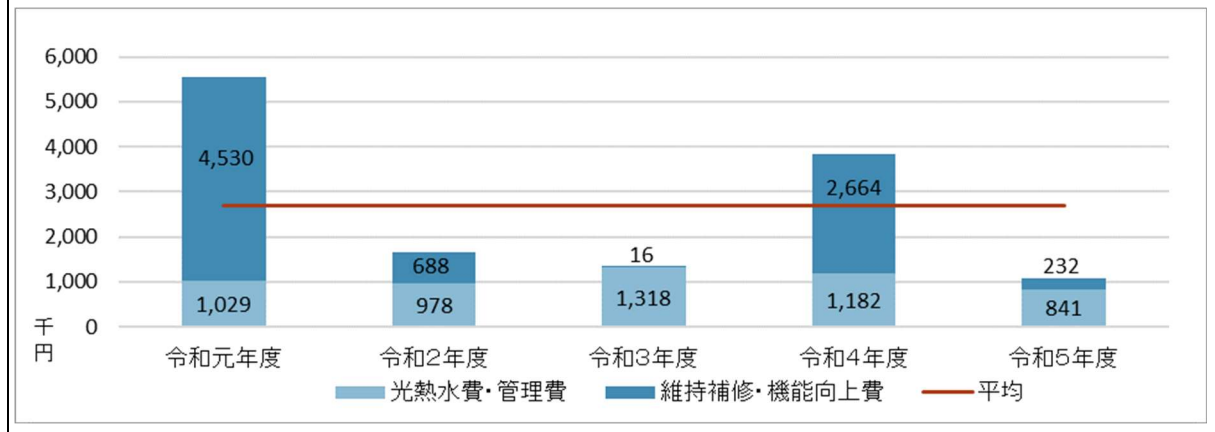


図 2-23 : 長池地区放課後児童室の維持管理費用

■ 東山本地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	349	-	-	-	826	160	-
令和2年度	434	-	-	-	772	250	-
令和3年度	222	-	-	-	877	103	1,556
令和4年度	-	-	-	-	907	79	-
令和5年度	-	-	-	-	582	-	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

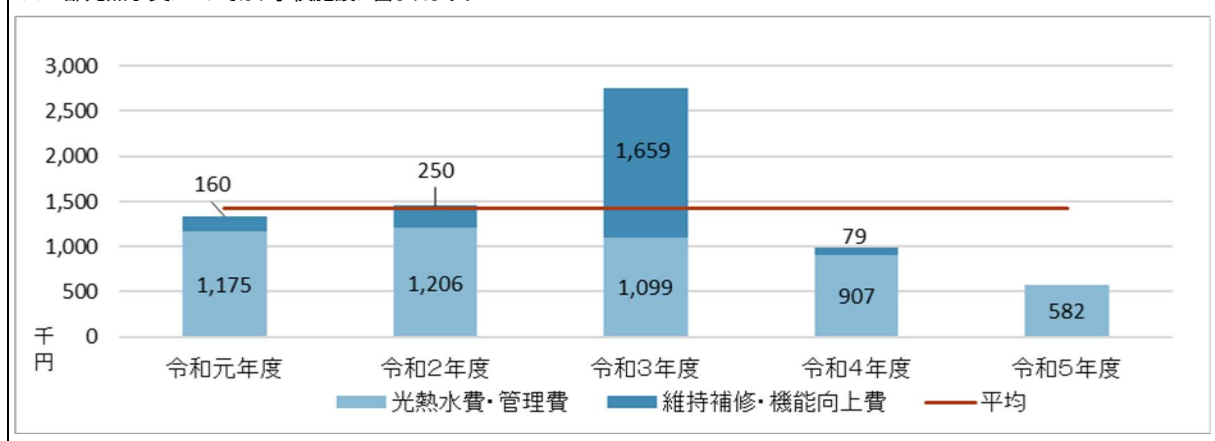


図 2-24 : 東山本地区放課後児童室の維持管理費用

■ 美園地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	505	4	-	-	1,076	155	-
令和2年度	574	-	-	-	772	213	-
令和3年度	610	-	-	-	877	17	-
令和4年度	689	-	-	-	907	297	-
令和5年度	580	-	-	-	695	125	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

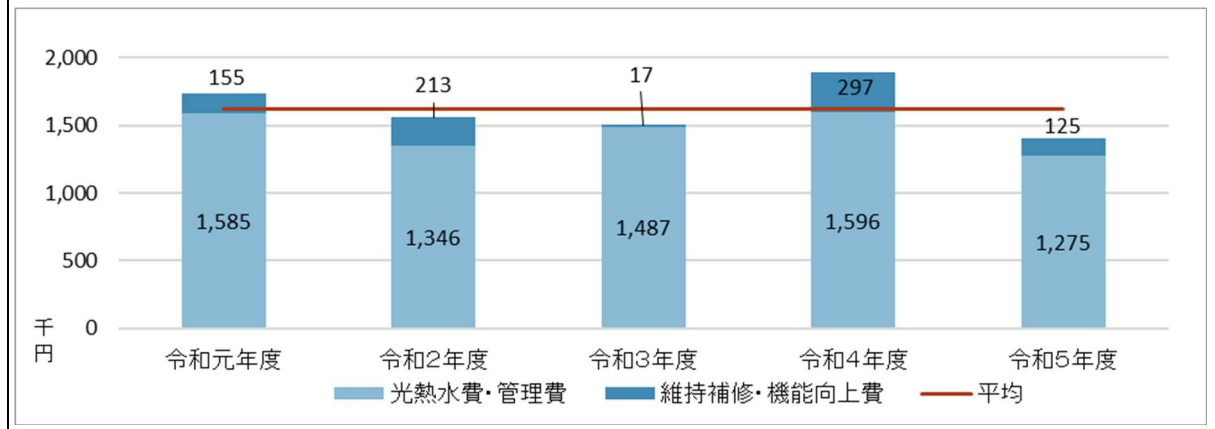


図 2-25 : 美園地区放課後児童室の維持管理費用

■ 永畑地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	744	24	-	-	1,080	398	-
令和2年度	795	18	-	-	772	138	-
令和3年度	898	53	-	-	877	453	-
令和4年度	990	39	-	-	907	561	-
令和5年度	826	37	-	-	695	41	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

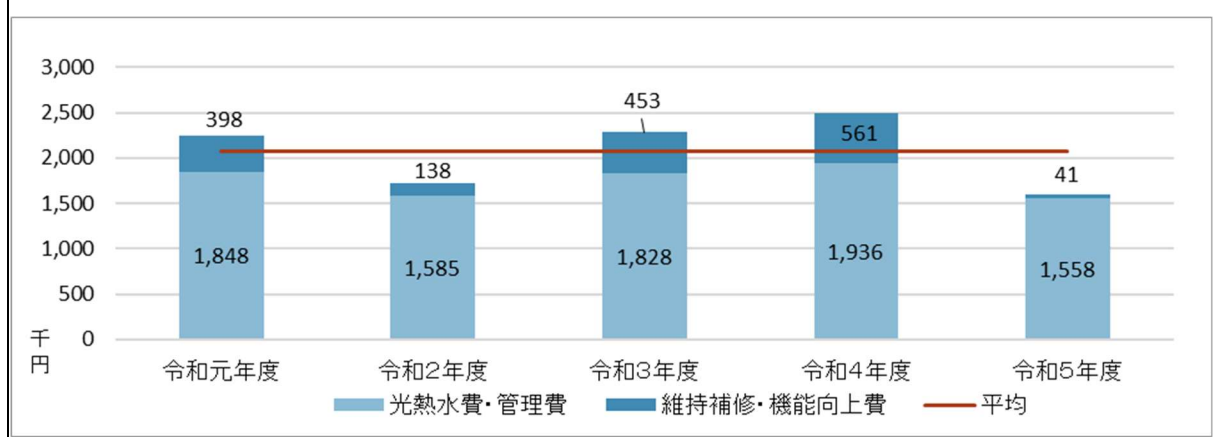


図 2-26 : 永畑地区放課後児童室の維持管理費用

■ 刑部地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	498	71	88	68	1,078	270	-
令和2年度	539	167	84	65	772	143	-
令和3年度	563	145	47	39	877	206	-
令和4年度	681	170	36	32	907	567	-
令和5年度	559	128	32	30	695	-	-

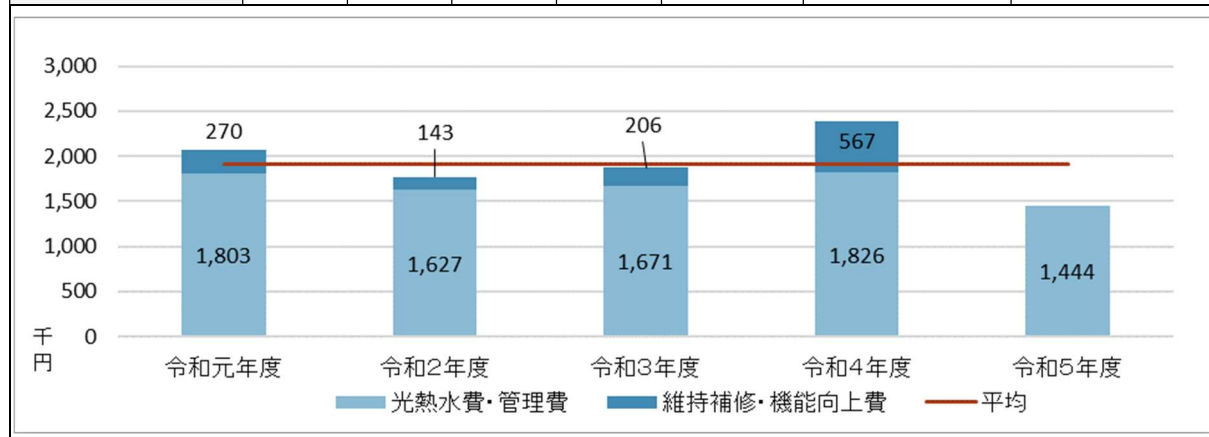


図 2-27 : 刑部地区放課後児童室の維持管理費用

■ 高美南地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	42	-	-	-	826	31	-
令和2年度	60	-	-	-	772	740	1,638
令和3年度	66	-	-	-	877	434	-
令和4年度	-	-	-	-	907	143	-
令和5年度	-	-	-	-	582	-	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

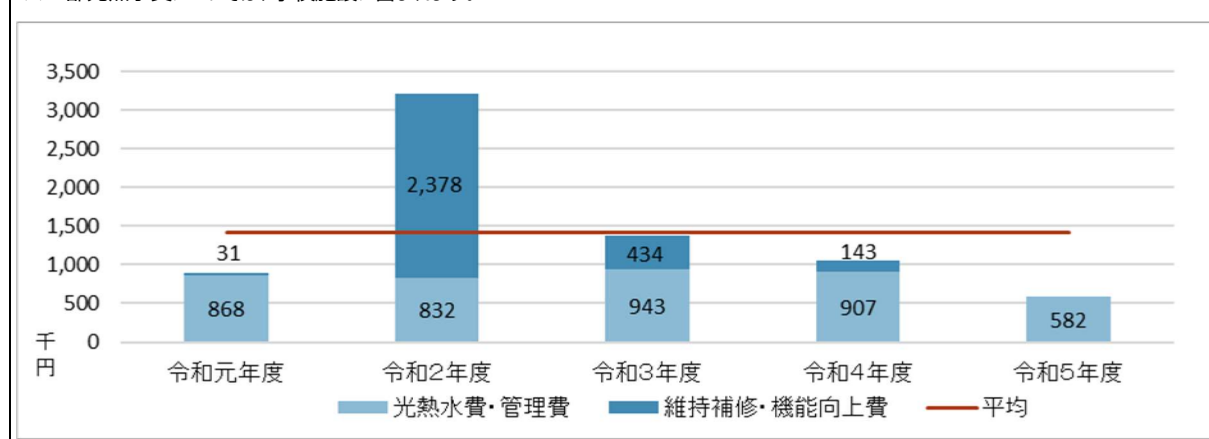


図 2-28 : 高美南地区放課後児童室の維持管理費用

■ 西山本地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	-	21	-	-	826	50	-
令和2年度	-	-	-	-	772	215	-
令和3年度	-	-	-	-	877	-	-
令和4年度	-	-	-	-	907	-	-
令和5年度	-	-	-	-	582	-	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

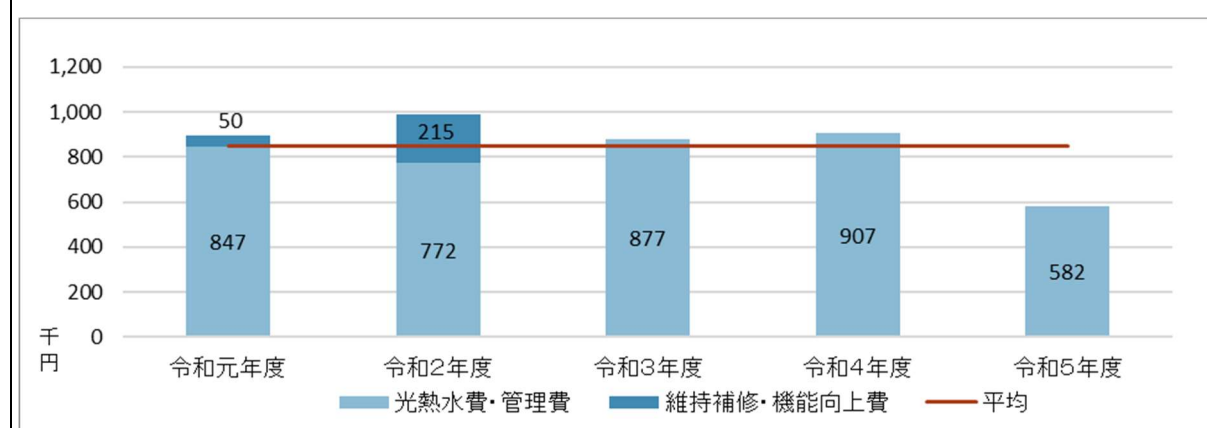


図 2-29：西山本地区放課後児童室の維持管理費用

■ 高安西地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	55	-	-	-	826	65	-
令和2年度	94	-	-	-	772	346	-
令和3年度	127	-	-	-	877	168	4,650
令和4年度	-	-	-	-	907	341	-
令和5年度	-	-	-	-	582	35	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

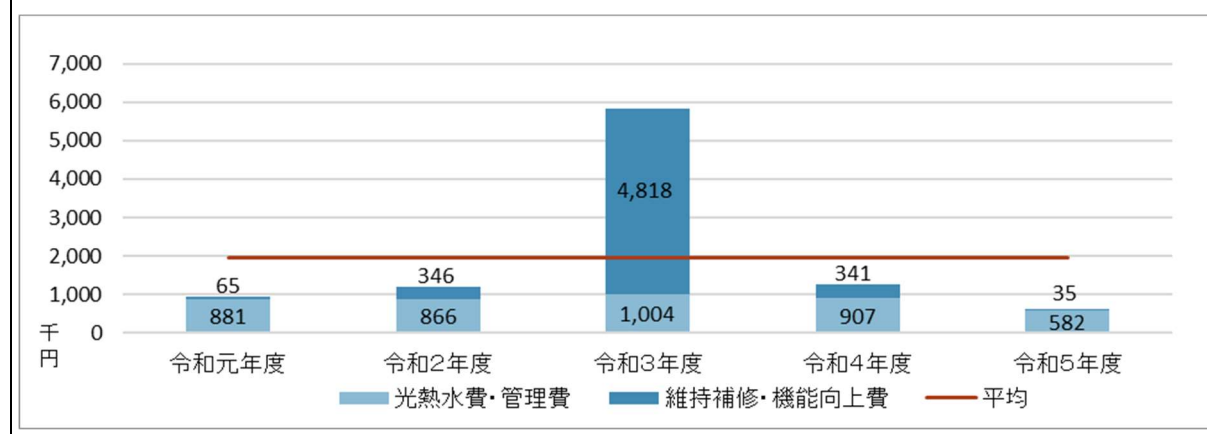


図 2-30：高安西地区放課後児童室の維持管理費用

■ 曙川東地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	-	225	-	-	826	-	-
令和2年度	-	194	-	-	772	278	-
令和3年度	-	199	-	-	877	708	2,625
令和4年度	-	111	-	-	907	236	1,542
令和5年度	-	87	-	-	582	-	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

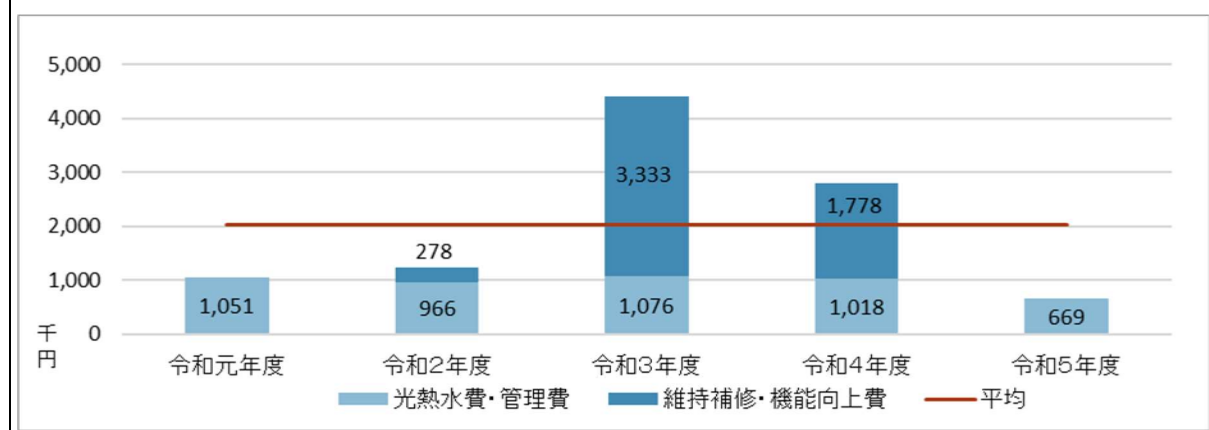


図 2-31：曙川東地区放課後児童室の維持管理費用

■ 亀井地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	542	15	-	-	1,074	220	-
令和2年度	1,140	-	-	-	772	704	-
令和3年度	1,274	-	-	-	877	135	-
令和4年度	1,436	-	-	-	907	453	-
令和5年度	1,233	-	-	-	808	130	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

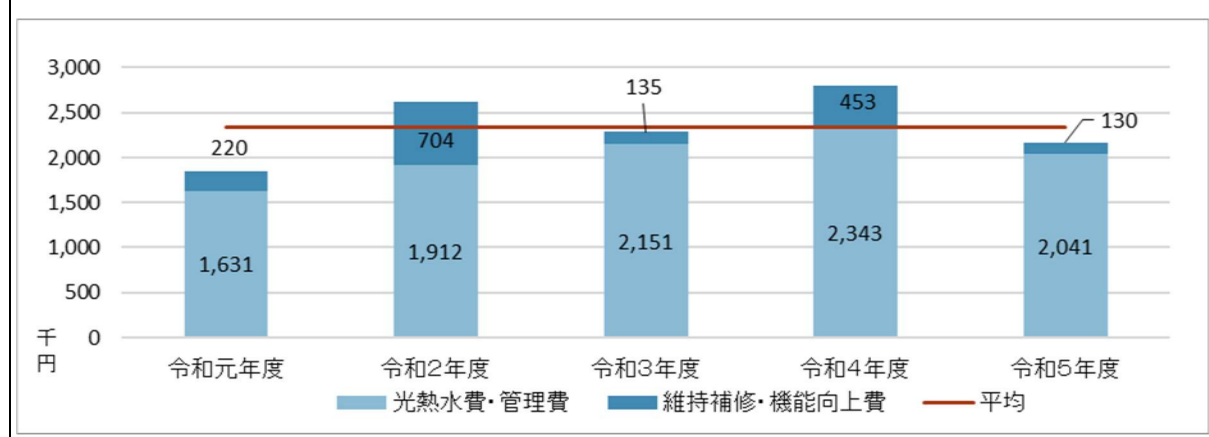


図 2-32：亀井地区放課後児童室の維持管理費用

■ 上之島地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	80	-	-	-	826	-	-
令和2年度	119	-	-	-	772	138	1,792
令和3年度	111	-	-	-	877	343	1,259
令和4年度	-	-	-	-	907	220	-
令和5年度	-	-	-	-	582	-	-

※一部光熱水費については、学校施設に含まれます。

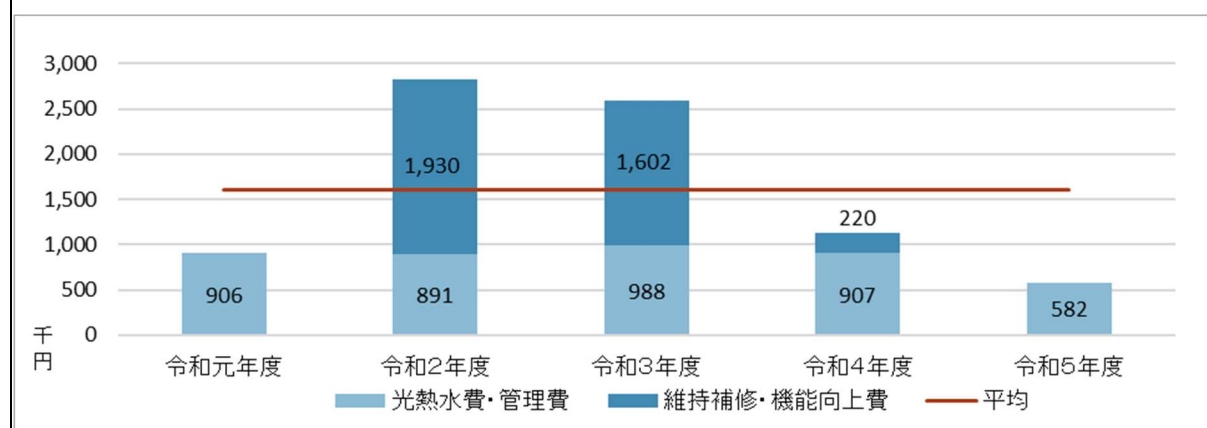


図 2-33 : 上之島地区放課後児童室の維持管理費用

■ 大正北地区放課後児童室

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	558	-	51	42	1,078	37	-
令和2年度	566	-	51	43	772	-	-
令和3年度	550	-	44	38	877	22	-
令和4年度	713	-	43	38	907	462	-
令和5年度	606	-	43	38	695	-	-

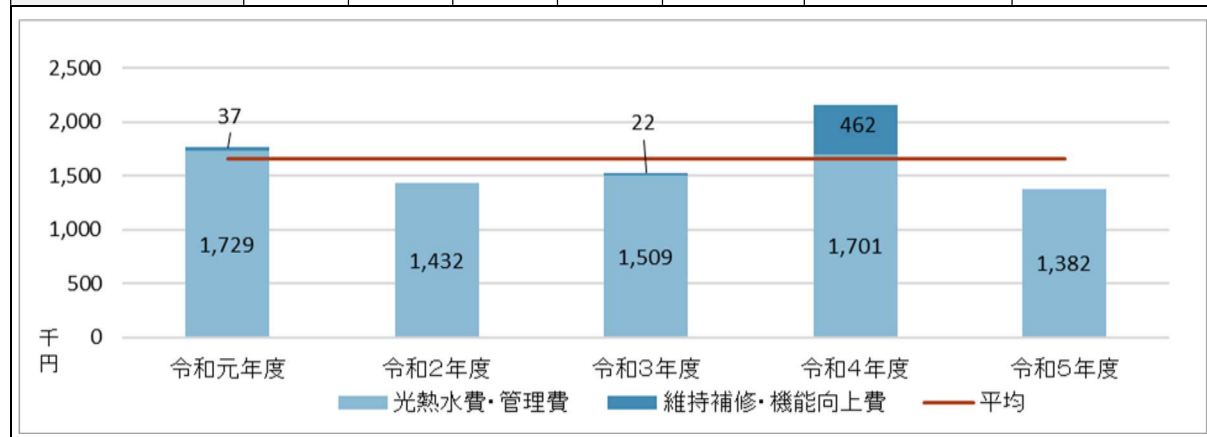


図 2-34 : 大正北地区放課後児童室の維持管理費用

■ 大畑山青少年野外活動センター

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費		維持補修・機能向上費	
	電気・ガス・水道・下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	3,003	6,144	1,611	-
令和2年度	2,025	4,468	843	-
令和3年度	1,634	4,220	819	-
令和4年度	2,100	4,118	2,135	-
令和5年度	1,800	4,703	726	-

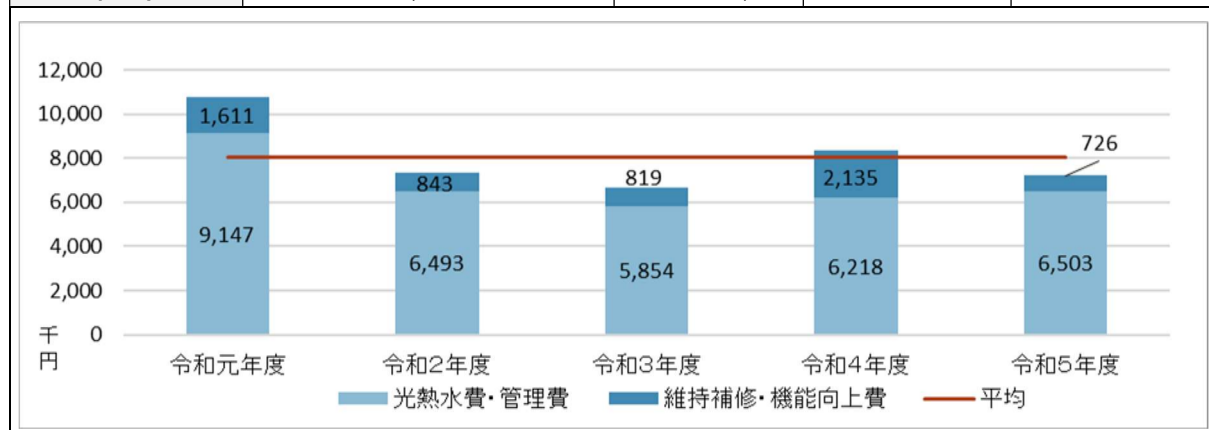


図 2-35 : 大畑山青少年野外活動センターの維持管理費用

■ 桂青少年会館

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	2,618	34	189	91	2,966	873	-
令和2年度	2,510	14	172	79	2,878	712	-
令和3年度	2,855	15	144	59	2,770	363	-
令和4年度	3,584	16	143	58	2,709	1,102	-
令和5年度	3,161	21	137	54	2,989	1,052	-

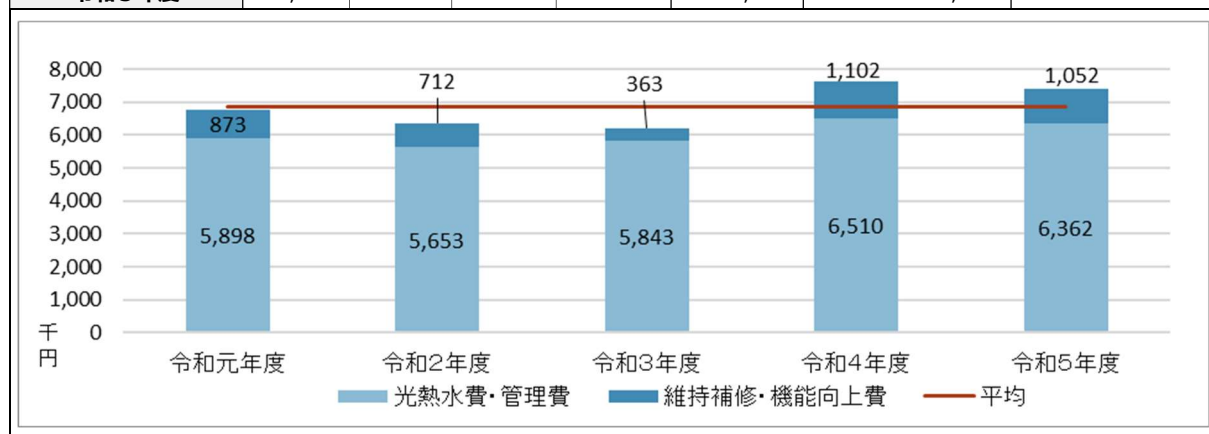


図 2-36 : 桂青少年会館の維持管理費用

■ 安中青少年会館

(単位:千円)

年度	光熱水費・管理費					維持補修・機能向上費	
	電気	ガス	水道	下水道	管理費	維持補修費	老朽化・機能向上
令和元年度	2,572	43	123	92	1,793	709	-
令和2年度	2,659	25	99	76	1,531	1,201	-
令和3年度	2,864	115	125	94	1,036	387	1,390
令和4年度	3,576	39	123	93	1,074	153	7,229
令和5年度	3,226	37	111	84	1,086	479	-

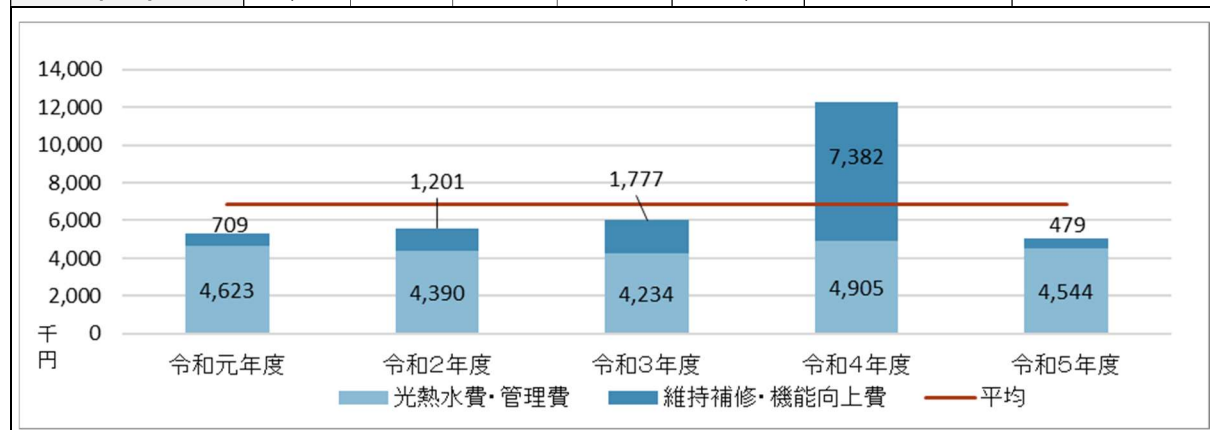


図 2-37 : 安中青少年会館の維持管理費用

2.2.3. 利用状況について

(1) こども総合支援センターの利用者数（単位：人）

表 2-1：こども総合支援センターの利用者数（単位：人）

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども総合支援センター				13,654	15,216

※こども総合支援センターは、令和4年10月24日から開設しており、利用者数は、総合相談件数を指標としています。

(2) 公立認定こども園園児数

表 2-2：公立認定こども園園児数（単位：人）

施設名	定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西郡そよかぜこども園	183	166	178	178	175	167
安中ひかりこども園	243	176	156	231	232	227
南山本せせらぎこども園	243	204	180	240	238	238
志紀おおぞらこども園	243	189	212	206	223	226
東山本わかばこども園	243	234	229	231	236	238

(3) 放課後児童室の登録者数

表 2-3：放課後児童室の登録者数（単位：人）

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
八尾地区放課後児童室	246	253	201	191	205 (166)
山本地区放課後児童室	130	134	121	114	126
用和地区放課後児童室 (小学校区集会所併設)	192 (115)	191 (125)	169 (106)	165 (87)	166 (77)
久宝寺地区放課後児童室	197	209	184	177	197
龍華地区放課後児童室	180	207	160	143	158
大正地区放課後児童室	104 (104)	125 (125)	113 (113)	107 (107)	112 (112)
安中地区放課後児童室	114 (114)	124 (124)	113 (113)	131 (90)	165 (88)
竹湊地区放課後児童室	29	25	19	20	27
南高安地区放課後児童室	207 (116)	211 (121)	212 (115)	232 (100)	217 (88)
高安地区放課後児童室	72	79	76	77	98
曙川地区放課後児童室	80	91	83	103	125
北山本地区放課後児童室	53	54	46	38	45
南山本地区放課後児童室	174	192	188	184	178
志紀地区放課後児童室	194 (194)	199 (199)	201 (201)	188 (188)	194 (194)
高美地区放課後児童室	89	102	91	102	102
長池地区放課後児童室	207	193	161	134	152
東山本地区放課後児童室	118	124	119	106	97
美園地区放課後児童室	144 (97)	148 (88)	111 (78)	86 (86)	76 (76)
永畑地区放課後児童室	126 (126)	125 (125)	116 (116)	120 (120)	121 (121)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
刑部地区放課後児童室	139 (111)	149 (107)	135 (94)	153 (108)	149 (106)
高美南地区放課後児童室	47	54	63	49	56
西山本地区放課後児童室	77	84	86	82	79
高安西地区放課後児童室	156	161	144	157	162
曙川東地区放課後児童室	89	88	97	89	122
亀井地区放課後児童室	254 (185)	270 (270)	255 (255)	239 (239)	261 (261)
上之島地区放課後児童室	89	105	99	114	126
大正北地区放課後児童室	128 (128)	130 (130)	128 (128)	120 (120)	116 (116)
放課後児童室 総登録者数	3,635	3,827	3,491	3,421	3,632

※()内はプレハブ教室内登録者数

※桂地区放課後児童室は、登録実績がありません。

(4) 大畑山青少年野外活動センター利用者数

表 2-4：利用者数（単位：人）

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
屋内利用者数	76,846	46,474	47,316	64,936	66,672
屋外利用者数	19,413	10,876	12,476	17,037	19,282

(5) 青少年センター利用者数

表 2-5：利用者数（単位：人）

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青少年センター (八尾図書館内)	21,366	13,267	14,174	17,811	19,694

(6) 青少年会館利用者数

表 2-6：利用者数（単位：人）

固定利用者					
施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
桂青少年会館	15,829	12,430	13,342	14,150	11,356
安中青少年会館	16,301	11,349	10,811	11,375	11,382
随時利用者					
施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
桂青少年会館	22,152	8,072	10,898	11,795	9,500
安中青少年会館	25,237	7,248	10,533	14,388	16,099

3. 施設整備の基本的な方針等

3.1. 施設整備に関する方針

今後の施設整備は、実施計画で示される公共施設マネジメントに関する基本方針や、保全サイクルの考え方に基づく保全計画に則り、推進していくことが求められるため、施設の長寿命化を図ることを目的とした方針を定めます。

3.1.1. 施設の目標使用年数

学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成 27 年 4 月文部科学省）では、「適正な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には 70～80 年程度、さらに、技術的には 100 年以上持たせるような長寿命化も可能である」とされています。実施計画に示されるとおり、本計画対象施設のうち鉄筋コンクリート造の建築物については原則、築 80 年を目標使用年数として計画します。

また、施設の構造種別に基づく目標使用年数は表 3-1 のとおりです。

表 3-1：施設の目標使用年数

構造種別	目標使用年数
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	80 年
鉄骨造	80 年
木造（在来工法）	50 年
軽量鉄骨造	50 年

3.1.2. 長寿命化改修の考え方

本市における長寿命化改修の考え方は、図 3-1 で示すとおり、建物の外的劣化要因となる屋上と外壁を主たる工事内容とした大規模改修を概ね建築後 20 年、40 年程度で実施し、概ね建築後 60 年程度を目安に実施する長寿命化改修と合わせた改修サイクルにより、新築から目標使用年数の 80 年まで施設の維持をめざすことです。この改修サイクルにおける大規模改修時は、耐用年数超過等により不具合のある部位・設備の原状回復を目的とした改修を合わせて実施することで、効率的な大規模改修を実施します。また、この改修サイクルでは、概ね建築後 50 年程度経過した段階で、詳細診断を実施し、長寿命化改修が可能であるか判定します。

詳細診断は、図 3-2 長寿命化対象施設の判定フローに示すとおり、まず施設で実施している事業のあり方を検討し、事業継続と判断した施設に対して行います。

診断方法は、施設の構造種別に合わせ、コンクリート圧縮強度や鉄骨腐食状況等の調査とし、その調査結果に基づいて構造躯体の健全性を判定します。長寿命化可能な健全性を有すると判定された施設については、長寿命化改修を実施し、構造躯体に問題があると判定された施設については「3.1.3. 施設の建替の方針」に基づき、建て替えを実施します。

なお、図 3-2 の整備実施段階において、長寿命化改修、建て替えのいずれの場合も、各種補助制度を可能な限り活用し、市の財政負担の軽減を図るとともに、整備実施時点から将来の施設の使われ方、実施計画の考え方を踏まえた効率的・効果的な工事を実施します。

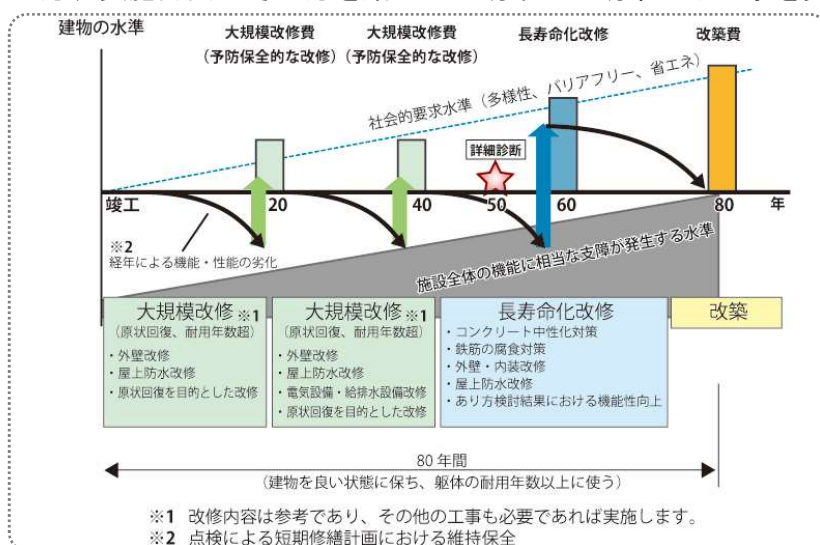


図 3-1：長寿命化改修の考え方のイメージ

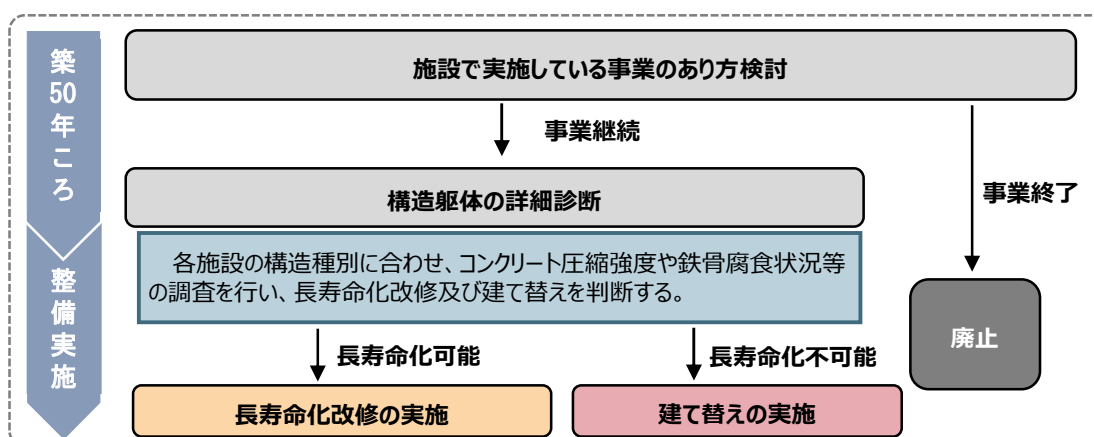


図 3-2：長寿命化対象施設の判定フロー

3.1.3. 施設の建替の方針

図 3-2 の判定フローの詳細診断の結果、長寿命化改修に適さないと判定される建物で、事業を継続する必要がある施設は、実施する事業の特性を鑑み、建物のリースや物件の賃借なども含めて検討することとし、建て替える場合は、その使用用途に見合った適正な規模と構造により実施することとします。

また、具体的な建築計画においては、公設公営だけでなく PPP/PFI 手法の導入なども検討し、運営も含めて効率的な手法を計画するものとします。

3.1.4. 施設改修の方針

本市における長寿命化改修の考え方は、3.1.2. に示すとおり、大規模改修を概ね建築後 20 年、40 年程度で実施し、概ね建築後 60 年程度で長寿命化改修を行う改修サイクルです。この考え方に基づく標準的な整備水準を以下に示します。

今後も、時代とともに施設に要求される性能が高まることから、改修や建て替え時ににおいて効果的に施設水準の向上を図っていくこととします。

表 3-2：標準的な施設整備の水準

整備水準			
整備項目	現状の仕様	整備内容	
		大規模改修	長寿命化改修
構造躯体	R C 造		鉄筋の腐食対策 コンクリートの中性化対策
	S 造		鉄骨の腐食対策 接合部の破損の補修
屋上屋根	アスファルト防水	シート防水又は塗膜防水	シート防水又は塗膜防水
	シート防水	シート防水又は塗膜防水	シート防水又は塗膜防水
	金属屋根	塗装及び破損部改修	塗装及び破損部改修
外壁	塗装	クラック補修の上塗装	クラック補修の上塗装
	タイル	劣化部改修	劣化部改修
電気設備		幹線改修（40 年目）	
給排水設備		配管改修（40 年目）	
空調設備		撤去・更新	撤去・更新
共通事項		現状回復を目的とした工事、耐用年数超過機器改修 バリアフリー対応、省エネ化工事	

※上記は標準的な改修内容とし、実際に改修内容を決定する場合は総合管理計画の方針を考慮し、財政状況及び補助金等を勘案し総合的に判断することとする。

3.1.5. 日常的な維持管理の手法

既に公共施設等においては安全性の確保のために法令に基づく各種法定点検や、施設管理者が施設の安全性確保及び利用者の快適性確保等のために日常的に行う点検（以下「日常点検」と言う。）が実施されています。今後はこれらの点検結果をさらに有効的に活用することが施設の安全性の確保や長寿命化にとって大変重要となってきます。特に法定点検のうち建築基準法第12条に規定されている点検（以下「12条点検」と言う。）と日常点検の点検結果を、計画的に予算化へと繋げる仕組みづくりの構築が、効率的・効果的な公共施設マネジメントへと繋がると考えます。

以下にサイクルとして（１）点検、（２）計画、（３）保全の実行、の３項目を分けて整理します。

(1) 点検

12条点検の周期は、建築基準法に定められている通り、有資格者による専門的な点検であり、建築は３年に１回、建築設備は毎年実施することを基本としています。

日常点検は、日々の見回り時における気付きの視点や別途定める「施設保全マニュアル」を参考に実施するものとします。この12条点検と日常点検がお互いの情報を補完し合えるように、データベースとして共有していきます。

(2) 計画

保全を適正に実行するためには、点検結果や不具合情報を集約し、関係部署でその情報を共有し、保全の優先順位付けを継続して行うことが必要です。こうした計画の策定において、点検結果をどのような指標に基づいて優先順位を定めていくかが大変重要ですが、施設の安全性に係る支障の大きさを座標軸にして、評価していきます。

また、全庁的な計画策定にあたっては、関係部署間における情報共有を行います。

(3) 保全の実行

施設の各点検結果に関する情報を基にした優先順位に従って客観的、計画的に予算化された項目について適正に改修又は修繕を行うことが実行（実施）です。

しかし、限られた財源の中、全ての不具合項目について予算化し、改修や修繕を実施することは不可能であるとも言えます。このことから、当該年度に予算化されなかった不具合項目については、次年度以降も引き続き点検による継続的な監視を続けていくこととします。

3.2. 施設の規模・配置に関する方針

■ こども総合支援センター（生涯学習センター内）

母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、包括的な支援を提供するため現状の施設規模とし、市内各地域から利用があるため、交通利便性の高い市内中心部への配置としています。

■ 公立認定こども園

公・民を問わず、各中学校区に1箇所以上の認定こども園を配置するため、現状の位置に配置しています。

■ 放課後児童室

市内小学校に設置し、待機児童や、放課後児童室の設備及び運営の基準適合化に合わせクラブ数を調整しています。

■ 大畑山青少年野外活動センター

市民の利便性や環境に配慮した規模・配置であることが重要であり、自然豊かな現状の位置に配置しています。

■ 青少年センター（八尾図書館内）

市民の利便性に配慮した規模・配置であることが重要であり、交通の便のよい現状の位置に配置しています。

■ 桂・安中青少年会館

市内2箇所(桂、安中)に設置することで市全域の青少年の健全育成の場を確保する規模・配置としています。

4. 施設整備等の実施計画

4.1. 施設改修の優先順位付け

4.1.1. 劣化調査結果に基づく優先順位の考え方

施設の修繕等を実施する優先順位は、令和4年度（2022年度）に建物施設のハード面での現状を把握するために実施した「劣化状況調査」の結果を活用し、築年数、構造、劣化度を考慮し、総合評価点で順位付けします。総合評価点数が高いほど修繕等の必要性が高くなります。

(1) 総合評価点の算出方法

総合評価順位は、下記の計算式により算出した総合評価点に基づき設定します。

$$\text{総合評価点} = \text{築年数} \times \text{構造係数} + \text{劣化度} \times 10 = \text{築年数点} + \text{劣化度点}$$

(2) 構造係数

耐用年数は構造により異なるため、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考として、目標使用年数を設定し、鉄筋コンクリート造を基準とし、構造別に独自の係数を定めることにより、築年数得点を定量評価する上で調整することとします。

表 4-1：構造係数

構造	目標使用年数	係数
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	80 年	1
鉄骨造	80 年	1
木造（在来工法）	50 年	1.6
軽量鉄骨造	50 年	1.6

(3) 劣化度の評価

劣化度は、前述した簡易劣化調査に基づいた屋根、外装の劣化状況の評価し、その合計により施設全体の劣化度を算出します。

表 4-2：劣化状況の判定基準

判定	劣化状況	劣化度（点）
A	健全	0～0.9
B	軽微な劣化がある状態	1～1.9
C	重度の劣化がある状態	2～2.9
D	最重要部材に重度の劣化がある状態	3～3.9

4.1.2. 対象施設の優先順位

劣化調査結果に基づく優先順位の考え方とおり、本計画における施設整備の優先順位を検討しました。

子育て支援施設の劣化調査結果による優先順位を表 4-3 に示します。

表 4-3：劣化調査結果による優先順位

優先 順位	施設名	建設年	築年 数	構造	延床面積 (㎡)	評価		総合 評価点
						屋根	外装	
1	桂青少年会館	1975	50	RC	3,072.65	C	C	95.50
2	八尾地区放課後児童室 (RC 棟)	1975	50	RC	951.00	B	C	92.20
3	安中青少年会館	1975	50	RC	1,872.00	C	B	81.30
4	西郡そよかぜこども園	1995	30	RC	1,873.49	C	C	69.30
5	志紀地区放課後児童室	2003	22	LS	347.77	B	B	66.60
6	美園地区放課後児童室	2006	19	LS	243.41	B	B	60.10
7	刑部地区放課後児童室	2008	17	LS	279.05	B	B	57.20
8	南高安地区放課後児童室	2004	21	LS	206.28	A	B	56.70
9	安中地区放課後児童室	2009	16	LS	257.05	B	B	55.30
10	大畑山青少年 野外活動センター	1991	34	S	1,161.05	B	B	53.90
11	永畑地区放課後児童室	2007	18	LS	420.50	A	B	51.20
12	亀井地区第放課後児童室	2012	13	LS	841.08	A	B	42.10
13	大正地区放課後児童室	2013	12	LS	432.26	B	A	31.60
14	大正北地区放課後児童室	2011	14	LS	239.23	A	A	27.40
15	東山本わかばこども園	2018	7	S	3,282.31	B	B	26.20
16	志紀おおぞらこども園	2019	6	RC	3,044.87	B	B	25.30
17	安中ひかりこども園	2018	7	S	2,653.90	B	A	17.20
18	南山本せせらぎこども園	2018	7	S	3,092.19	B	A	17.20
19	八尾地区放課後児童室 (LS 棟)	2023	2	LS	403.39	A	A	3.80

※こども総合支援センターは、生涯学習センターとの複合施設であることから、施設整備等は個別施設保全計画〈文化・スポーツ施設編〉において、生涯学習センターと合わせて検討します。

※用和地区放課後児童室は、用和小学校区集会所との複合施設であることから、施設整備等は個別施設保全計画〈地域活動施設編〉において、用和小学校区集会所と合わせて検討します。

※学校施設内の放課後児童室については、校舎と合わせて施設整備等を検討します。

※青少年センターは、八尾図書館との複合施設であることから、施設整備等は個別施設保全計画〈文化・スポーツ施設編〉において、八尾図書館と合わせて検討します。

※令和 5 年度（2023 年度）までに改修等を行った施設は評価を更新しています。

4.2. 施設整備の実施計画

4.2.1. 長期的な施設保全計画

3.1.2. 長寿命化改修の考え方、表 4-3 劣化調査結果による優先順位を踏まえ、今後の施設保全計画を示します。

具体的な工事の実施時期については、表 4-4 の施設保全計画を基本としながら、他分野の個別施設保全計画を含めた市全体の計画において、詳細診断や工事が同一期間に集中する場合は、表 4-3 の優先順位を基に平準化を検討した上で決定するものとし、工事内容については、3. 施設整備の基本的な方針等を踏まえつつ、個別の施設整備を実施する際の基本計画や基本設計において決定していきます。

表 4-4：施設保全計画

施設名	建設年	築年数	構造	延床面積㎡	計画期間			
					短期	中期	長期	超長期
					2021～ 2030	2031～ 2040	2041～ 2050	2051～ 2060
西郡そよかぜ こども園	1995	30	RC	1,873.49	大規模	大規模	詳細診断	
安中ひかり こども園	2018	7	S	2,653.90		大規模		大規模
南山本せせらぎ こども園	2018	7	S	3,092.19		大規模		大規模
志紀おおぞら こども園	2019	6	RC	3,044.87		大規模		大規模
東山本わかば こども園	2018	7	S	3,282.31		大規模		大規模
八尾地区 放課後児童室 (LS 棟)	2023	2	LS	403.39			大規模	
八尾地区 放課後児童室 (RC 棟 1 階のみ)	1975	50	RC	951.00		詳細診断		
大正地区 放課後児童室	2013	12	LS	432.26		大規模		
安中地区 放課後児童室	2009	16	LS	257.05		大規模		建替検討
南高安地区 放課後児童室	2004	21	LS	206.28	大規模			建替検討
志紀地区 放課後児童室	2003	22	LS	347.77	大規模			建替検討

※ **大規模** とは、概ね建築後 20 年、40 年程度で実施する大規模改修を示します。

※ **詳細診断** とは、概ね建築後 50 年程度経過した段階で実施する図 3-2 の事業のあり方検討及び詳細診断を示し、事業継続と判断したものは長寿命化改修又は建て替えを実施します。

※ **建替検討** とは、施設の目標使用年数に達した段階で実施する 3.1.3. 施設の建替の方針に基づく検討を示します。

※施設保全計画については、財政状況及び政策的な方針、並びに施設の劣化状況等を総合的に判断した結果、改修時期の変動や追加の改修が発生する可能性があります。

施設名	建設年	築年数	構造	延床面積㎡	計画期間			
					短期	中期	長期	超長期
					2021～2030	2031～2040	2041～2050	2051～2060
美園地区放課後児童室	2006	19	LS	243.41		大規模		建替検討
永畑地区放課後児童室	2007	18	LS	420.50		大規模		建替検討
刑部地区放課後児童室	2008	17	LS	279.05		大規模		建替検討
亀井地区放課後児童室	2012	13	LS	841.08		大規模		
大正北地区放課後児童室	2011	14	LS	239.23		大規模		
大畑山青少年野外活動センター	1991	34	S	1,161.05	大規模		詳細診断	
桂青少年会館	1975	50	RC	3,072.65	桂・安中地域の周辺施設を含めた基本構想等の検討に基づき進めます			
安中青少年会館	1975	50	RC	1,872.00				

※ **大規模** とは、概ね建築後 20 年、40 年程度で実施する大規模改修を示します。

※ **詳細診断** とは、概ね建築後 50 年程度経過した段階で実施する図 3-2 の事業のあり方検討及び詳細診断を示し、事業継続と判断したものは長寿命化改修又は建て替えを実施します。

※ **建替検討** とは、施設の目標使用年数に達した段階で実施する 3.1.3. 施設の建替の方針に基づく検討を示します。

※施設保全計画については、財政状況及び政策的な方針、並びに施設の劣化状況等を総合的に判断した結果、改修時期の変動や追加の改修が発生する可能性があります。

4.2.2. 施設保全の効果と必要なコストの見通し

(1) 事業実施における工事単価

施設保全に必要なコストを把握するため、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」に基づく単価を使用し、施設の用途、延面積を基に試算します。

また、長寿命化改修事業実施における工事単価については、総務省が示す改築単価と、文部科学省が示す長寿命化改修の単価比率を参考に算出した単価を使用し、大規模改修事業実施における工事単価については、総務省単価を基に、本市の改修サイクルに合わせて試算した下記の単価を使用します。

表 4-5：長寿命化改修・大規模改修単価表（単位：円/㎡）

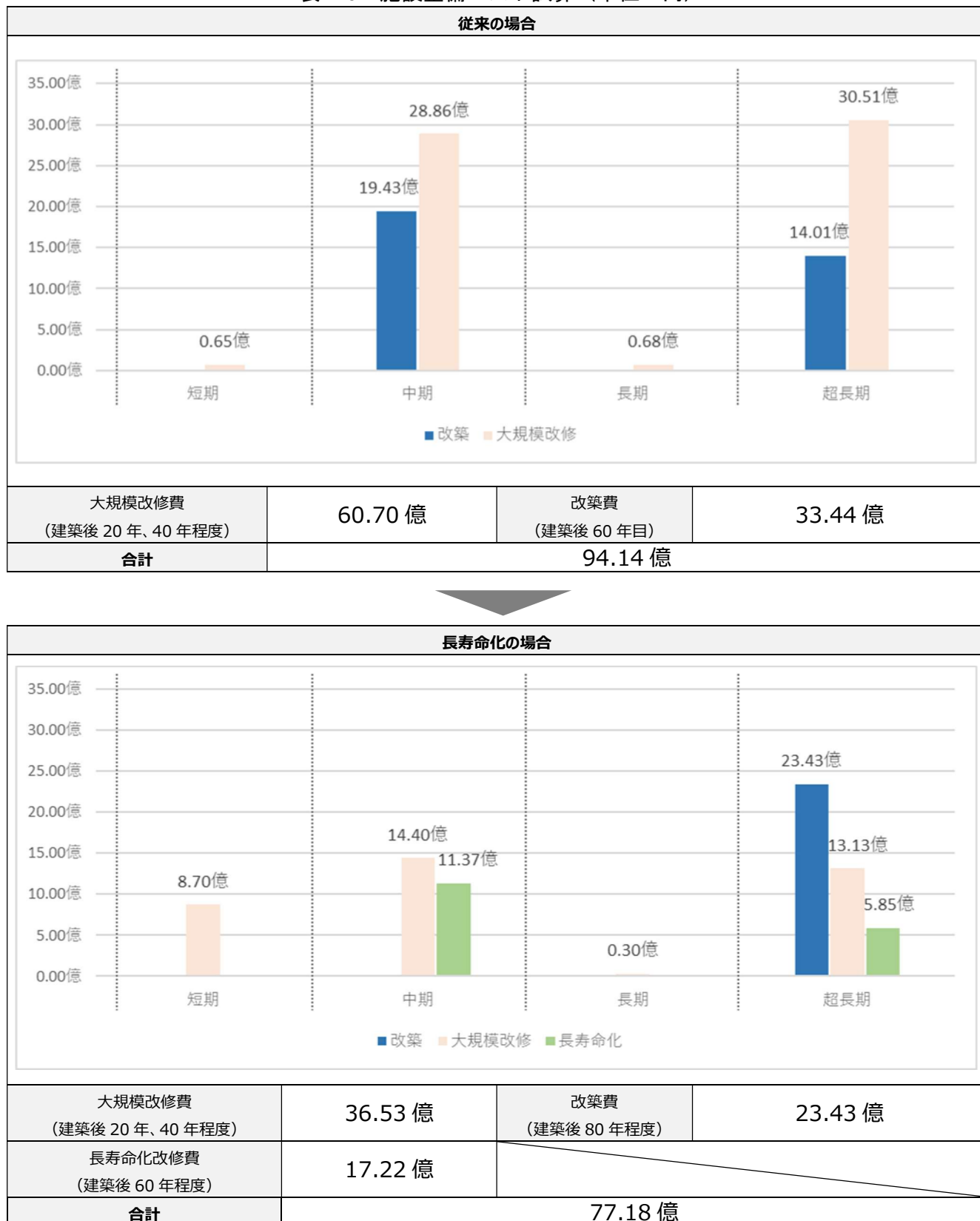
施設分類		改築	大規模改修		長寿命化改修
八尾市の分類	総務省単価分類	築 80 年目程度 (総務省単価)	築 20 年目 程度	築 40 年目 程度	築 60 年目 程度
子育て支援施設	子育て支援施設	330,000	75,900	108,900	193,100

(2) 計画期間におけるコスト試算結果

従来の築 60 年を目安に建替を実施した場合のコストと、施設の長寿命化を図った場合のコストを以下に示します。

比較の結果、長寿命化改修を実施した場合、計画期間 40 年間に於いて約 17 億円の削減効果が見込まれます。

表 4-6：施設整備コスト試算（単位：円）



5. 施設整備における継続的運営方針

5.1. 推進体制等の整備

本市では公共施設マネジメントを推進していくために各担当課がそれぞれの役割を担いつつ、全庁横断的な取り組みを実施しています。

施設所管課では日常的に各施設の劣化状況や利用状況等の確認・把握に努め、その機能や将来的な方向性についての検討・立案を行います。

この他、公共施設マネジメント担当課は「実施計画」や本計画との整合性を図りつつ、全庁横断的な視点をもって施設所管課と連携し、財政担当課や建築・営繕担当課、財産活用担当課等の関係課との調整を行います。

なお、副市長、関係部局長で組織する公共施設マネジメント推進会議にて公共施設マネジメント全体を総括します。

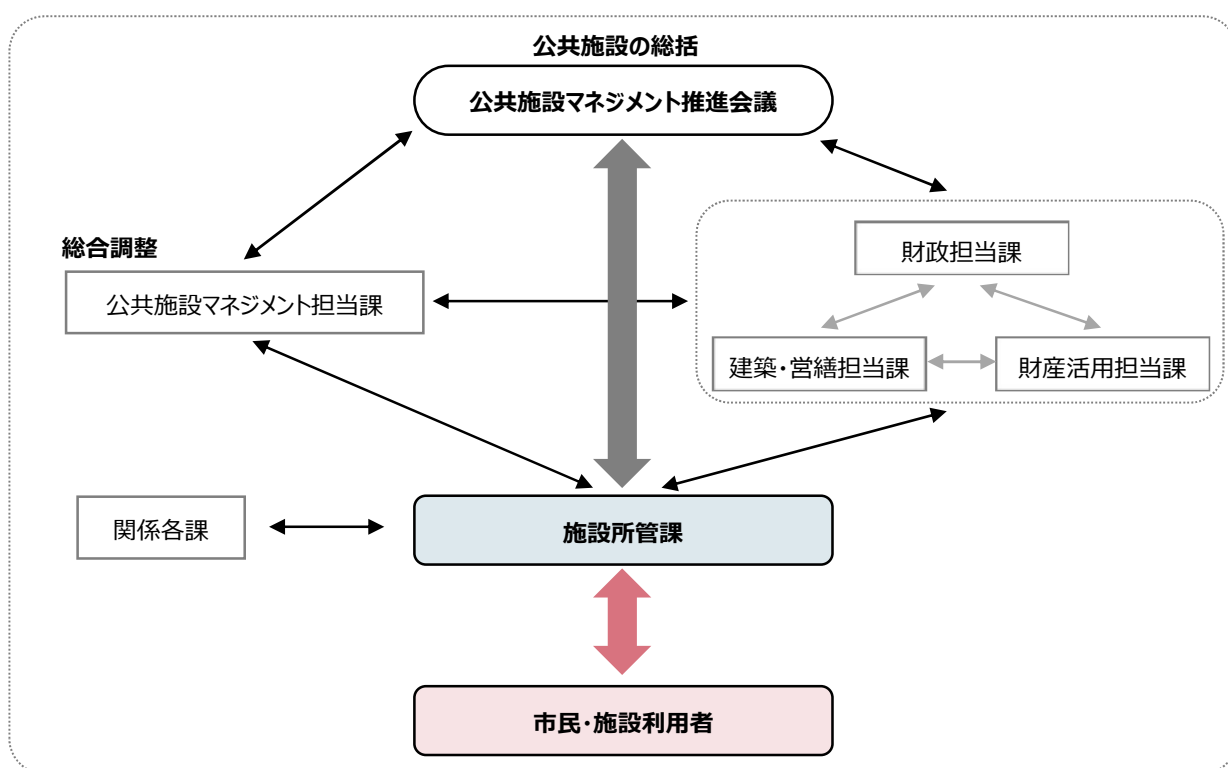


図 5-1：公共施設マネジメント推進体制

5.2. 継続的なフォローアップ

本計画は、子育て支援施設の改修や建替えの方針及び概要を計画づけるものであり、今後実施に向けて、補助金、交付税、地方債などを積極的に活用していくこととします。

また、公共施設マネジメント推進会議や、上位計画の改定などを踏まえて、計画期間内においても継続的に内容を見直し、随時反映していきます。

これまでの主な更新内容

年月	内容
令和３年（2021 年）３月	策定
令和７年（2025 年）３月	対象施設一覧、施設配置状況、施設の活用状況、施設の 評価、施設保全計画、施設整備コスト試算を更新

刊行物番号 R6－210

八尾市個別施設保全計画〈子育て支援施設編〉

令和3年(2021年)3月策定

令和7年(2025 年)3月一部改定

令和7年(2025 年)3月発行

発 行 ： 八尾市 政策企画部 政策推進課

〒581－0003

大阪府八尾市本町一丁目1番1号

電 話 ： 072－924－3816

F A X ： 072－924－3570